第3次胎内市障がい者計画 第5期胎内市障がい福祉計画 第1期胎内市障がい児福祉計画



平成 30 年 3 月

胎内市

近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉に対するニーズはますます多様化 しております。

胎内市地域福祉計画においては、地域に関わる全ての人々が連携・協働して様々な生活課題を持ち寄り、支援を必要とする人を支え、人と地域をつなぐ活動を進めており、障がい福祉においても、このような考え方を基本に、福祉サービスの充実はもちろんのこと、地域で障がいのある方を支えていく取組を進めてまいりました。

また、本市においては、およそ 1,600 人の障がいのある方が生活されていますが、 障害者基本法の理念に則り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に 人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて取 り組んできたところです。

このような中、第2次胎内市障がい者計画及び第4期胎内市障がい福祉計画が改定期を迎え、これまでの考え方を引継ぐとともに、その成果と課題を踏まえて必要な見直しを行った「第3次胎内市障がい者計画」及び「第5期胎内市障がい福祉計画」を策定するとともに、児童福祉法の改正により、障がい児通所支援等の提供体制を確保するため、障がい福祉計画と一体的に「第1次障がい児福祉計画」を新たに策定いたしました。

今後も、地域、家庭、学校、行政そして事業所等の皆様とともに、互いに連携を取りながら計画の実現を目指してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、慎重なご審議とご提言をいただきました「胎内市障害者計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、「胎内市地域自立支援協議会」の委員及び専門部会の皆様、そして、「胎内市障がい者福祉に関するアンケート調査」にご協力いただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

胎内市長 井 畑 明 彦

目 次

第1編 胎内市障がい者計画

第	1	章	計画策定の概要	3
	第	1 節	i 計画策定の背景	3
	第	2節	i 計画の位置づけ	4
	第	3節	i 計画の概要と期間	5
		1	「第3次障がい者計画」の策定	5
	第	4 節	i 障がい者の範囲	5
	第	5節	i 計画の策定体制	6
		1	庁内の連携	6
		2	関連福祉施策との連携	6
		3	アンケートの実施	6
		4	市民参加による計画策定	6
		5	広域的な連携	6
第	2	章	障がい者の現況と課題	7
-	第	1 節	i 障がい者等の現状	7
	<i>-</i> 1.•	1	障がい者(児)数の推移	
		2	身体障がい者(児)の状況	
		3	知的障がい者(児)の状況	
		4	精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療(精神通院)の状況 1	
		5	障害支援区分別認定者	
		· 2節		
	. , .		調査の実施	
		2	回答者の属性	
		3	回答概要	

第	3章	計画の基本的考え方	23
<u>ح</u>	第1餌	- 5 障がい福祉をめぐる課題	23
5 5	第2餌	f 基本理念	25
<u>5</u>	第3質	节 基本目標	26
5 5	第4質	节 主要施策	28
	1	啓発と交流の促進	28
	2	教育の充実	28
	3	雇用・就労の支援と所得の確保	28
	4	社会参加の促進	28
	5	生活支援の充実	29
	6	安全・安心の環境づくり	29
	7	保健・医療の充実と障がいの発生の予防	29
	8	各種福祉サービスの充実	29
	9	障がい児への支援	29
5	第5餌	5 施策の体系	30
第	4章	基本計画	32
<u>\$</u>	第1餌	- 5 啓発と交流の促進	32
	1	障がいを理由とする差別の解消の推進	32
	2	福祉教育等の促進	33
	3	障がい者の人権、権利擁護	34
	4	交流・ふれあいの拡充	34
5 5	第2質	節 教育の充実	35
	1	一貫した相談支援体制の整備	36
	2	学校教育の充実	37
	3	教育環境の整備	37
S	第3餌	6 雇用・就労の支援と所得の確保	38
	1	雇用の拡大	39
	2	就労環境の整備	39
	3	所得保障	40
<u>5</u>	第4質	6 社会参加の促進	41
	1	スポーツ・芸術・文化活動等の推進と地域活動への参加促進	41
	2	選挙と政策決定の場への参加	42
	3	ボランティア活動やNPO活動の支援	42
5	第5餌	5 生活支援の充実	43

	1 相談と利用者本位の生活支援体制の充実	43
	2 居住支援の充実	44
	3 経済的自立の支援	45
	4 移動・交通手段の充実	46
	5 情報提供・コミュニケーション支援の充実	47
第	6節 安全・安心の環境づくり	47
	1 バリアフリーのまちづくり	48
	2 防災対策	49
	3 交通安全、防犯対策	50
第	7節 保健・医療の充実と障がい発生の予防	50
	1 障がいの発生予防、早期発見・早期治療・早期療育	50
	2 医療・リハビリテーションの充実	51
	3 難病や発達障がい等の対策	52
第	8節 各種福祉サービスの充実	53
	1 障がい福祉サービスの充実	53
	2 福祉サービスの評価と質の確保	53
	3 専門職種の養成・確保	54
第	9節 障がい児への支援	55
	1 障がい児福祉サービスの充実	55
	2 相談支援体制の整備	56
第5	章 計画の推進体制	57
	1 計画の普及啓発	
	2 各主体の役割	
	3 地域自立支援協議会の活用	58
	第2編 障がい福祉サービスの推進	
	(第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画)	
///-	ᅔᅟᅊᅸᇬᇧᆑᇸᆗᇑᅚᄼᅊᆄᇬᇧᇛᆑᆌᆗᇑᄼᄫᆉᅅᆇᇢᆉ	61
弗 l	章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的考え方	וס
第	1節 基本的な理念	61

第 2	章	: 第4期計画の検証	62
第	1 飲	節 平成 29 年度目標値の進捗状況	62
	1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	62
	2	地域生活支援拠点の整備	62
	3	福祉施設から一般就労への移行等	62
第	2 餅	節 障がい福祉サービス	64
	1	訪問系サービス	64
	2	日中活動系サービス	65
	3	居住系サービス	67
	4	計画相談支援·地域相談支援	68
	5	障がい児支援(児童福祉法)	68
第	3 貸	節 地域生活支援事業	69
	1	理解促進研修・啓発事業	69
	2	自発的活動支援事業	69
	3	相談支援事業	70
	4	成年後見制度利用支援事業	70
	5	成年後見制度法人後見支援事業	71
	6	意思疎通支援事業	71
	7	日常生活用具給付等事業	72
	8	手話奉仕員養成研修事業	72
	9	移動支援事業	72
	10	地域活動支援センター事業	73
	11	その他事業	73
第 3	章	- - 第5期計画の成果目標	75
第	1 飦	節 成果目標	75
>14	1	福祉施設入所者の地域生活への移行	
	2	精神障がいにも対応した地域包括支援システムの構築	
	3	地域生活支援拠点等の整備	
	4	福祉施設から一般就労への移行等	
	5	障がい児支援の提供体制の整備	
第	2 節		
>14	1	訪問系サービス	
	2	日中活動系サービス	
	3	居住系サービス	

4	相談支援サービス	86
第3節	i 地域生活支援事業	87
1	理解促進研修・啓発事業	87
2	自発的活動支援事業	87
3	相談支援事業	88
4	成年後見利用支援事業	89
5	成年後見制度法人後見支援事業	89
6	意思疎通支援事業	90
7	日常生活用具給付等事業	91
8	手話奉仕員養成研修事業	91
9	移動支援事業	92
10	地域活動支援センター事業	92
11	その他の事業	93
第4節	i 障がい児福祉サービス	95
1	障がい児支援	95
2	医療的ケア児等コーディネーターの配置	97
第4章	サービス見込量の確保の方策	98
1	障がい者福祉サービス	98
2	障がい児福祉サービス	
_		
	資料 編	
資料1	胎内市障害者計画策定委員会設置要綱	 103
資料2	胎内市障害者計画策定委員名簿	105
資料3	計画の策定経過	106
資料4	用語集	107

第1編 胎内市障がい者計画

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の背景

近年、障がい福祉関連諸法の改正・整備があいついでなされています。

平成23年8月には「障害者基本法」が改正され、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであり、また障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指すことが掲げられました。

そして、「障害者自立支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となって平成25年4月に施行され、障がい者の範囲に難病患者等が追加されたほか、地域移行支援の対象拡大などが行われました。

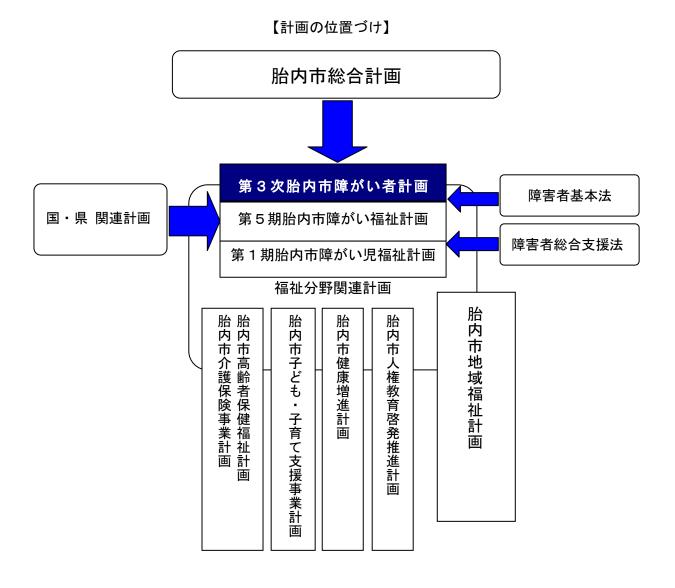
また、その後は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、「障害者優先調達推進法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、障がい者の尊厳の保護が図られることとなりました。

さらには、「生活困窮者自立支援法」や平成30年度に予定されている「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正など、これらの関連する法改正の動向を踏まえ、これまでの「第2次胎内市障がい者計画」及び「第4期胎内市障がい福祉計画」の進捗状況を点検、評価し、見直しを含めた新たな「第3次胎内市障がい者計画」及び「第5期胎内市障がい福祉計画」を策定しました。

なお、児童福祉法の一部改正により定めるものとされている障がい児福祉計画は、「第1期胎内市障がい児福祉計画」として障がい福祉計画と一体的に 策定しています。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」であり、また、本計画の実施計画として障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」があります。国の基本指針に即し、新潟県障害福祉計画、並びに「胎内市総合計画」の基本構想において、基本理念として示された「自然が活きる、人が輝く、交流のまち "胎内"」を基本として、健康・福祉分野における政策の柱である「健やかで生きがいを持って暮らせるまちづくり」の各施策に即すとともに、関連分野の計画との整合を図り策定したものです。



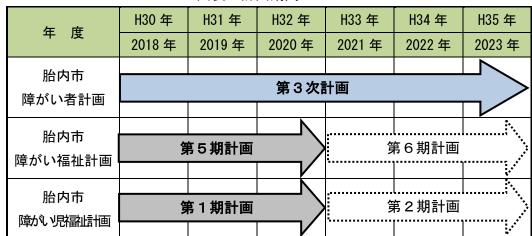
第3節 計画の概要と期間

1 「第3次障がい者計画」の策定

本計画は、障がい者及び障がい児への施策推進に関して、本市における福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくりなど障がい者のための施策について、基本理念や基本目標、施策の体系など基本的な指針を示します。

計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

なお、「第5期胎内市障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」 は平成30年度から平成32年度の3年間です。



図表 計画期間

第4節 障がい者の範囲

この計画における「障がい者」という用語については、障害者基本法第2条で定められているところの、身体障がい、知的障がい又は精神(発達障がいを含む)の障がいがある人と、その他難病等により、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人を総称することとします。

第5節 計画の策定体制

1 庁内の連携

本計画は内容が市行政の広範な分野にわたっていることから、関係各課と連携することにより、各課の施策との整合を図っています。

2 関連福祉施策との連携

障がい者施策の中には、高齢者施策や介護保険事業等と関連するものがあることから、高齢者・介護保険事業と障がい者施策との相互の連携調整を図っています。

3 アンケートの実施

計画策定に当たり、障がい者の生活実態と障がい福祉サービス等への利用意向を調べるためアンケート調査を実施し、その結果を計画に反映しています。

4 市民参加による計画策定

計画の策定に当たっては、障がい者団体、事業所、教育、医療等の関係 する分野の委員で構成する「胎内市障害者計画策定委員会」を設置し協議、 検討を行いました。

また、計画の素案について、市のホームページ、市役所本庁、支所での 閲覧等により公開し、広く市民からの意見を募集することにより、それら の意見を計画に反映しています。

5 広域的な連携

障がい者福祉に関わる諸施設は広域的なものが多く、本市においても多くの障がい者が市外の施設を利用しています。こうしたことから関連する 近隣自治体との連携、協議を図りながら計画の策定、事業実施を進めます。

第2章 障がい者の現況と課題

第1節 障がい者等の現状

1 障がい者(児)数の推移

本市の身体障がい、知的障がい、精神障がいの各障害者手帳及び療育手帳の所持者は、平成29年3月31日現在で1,593人であり、総人口比では5.3%となっています。

図表 障がい者数の推移

(単位:人、%)

年度	人口		構成比			
年度	, , , i	身体	知的	精神	計	件八儿
平成 25 年度	30, 931	1, 193	214	181	1, 588	5. 13
平成 26 年度	30, 708	1, 180	223	197	1,600	5. 21
平成 27 年度	30, 421	1, 173	220	215	1,608	5. 29
平成 28 年度	30, 071	1, 145	220	228	1, 593	5. 30

[※]各年度3月31日現在

2 身体障がい者(児)の状況

本市の身体障害者手帳所持者は、平成29年3月31日現在で1,145人です。

障がい別に見ると「肢体不自由」が最も多く、634 人で全体の 55.4%となっています。次に多いのは「内部障がい」で 282 人、24.6%、「聴覚・平衡機能障がい」が 135 人、「視覚障がい」が 82 人、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が 12 人となっています。

等級別では、「1級」が323人で28.2%、「2級」が183人で16.0%、「3級」が231人で20.2%、「4級」が256人で22.4%、「5級」が66人で5.8%、「6級」が86人で7.5%です。

年齢別では、「70 歳以上」が 692 人で 60.4%となり、高齢者の割合が高いことがわかります。

第2章 障がい者の現況と課題

図表 身体障害者手帳所持者の状況 (障がい種別)

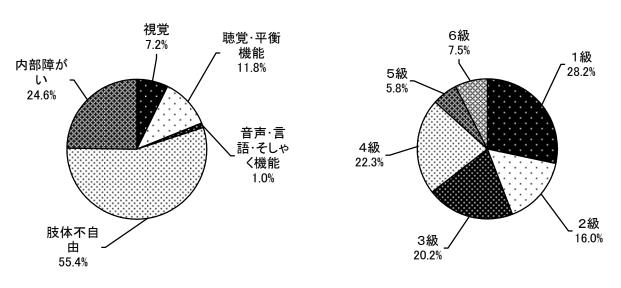
(単位:人、%)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
視覚障がい	39	18	4	6	13	2	82	7. 2
聴覚・平衡機能障がい	3	20	17	50	0	45	135	11.8
音声・言語・ そしゃく機能障がい			6	6	0	0	12	1.0
肢体不自由	92	139	162	149	53	39	634	55.4
内部障がい	189	6	42	45	0	0	282	24.6
合 計	323	183	231	256	66	86	1, 145	100.0

※平成29年3月31日現在

障がい別の状況

等級別の状況



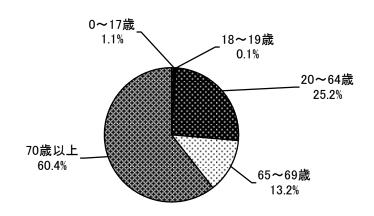
図表 身体障害者手帳所持者の状況 (年齢別)

(単位:人、%)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
0~17歳	6	2	1	3	1	0	13	1. 1
18~19歳	0	1	0	0	0	0	1	0. 1
20~64歳	90	47	51	53	19	28	288	25. 2
65~69歳	41	26	39	29	10	6	151	13. 2
70歳以上	186	107	140	171	36	52	692	60. 4
合 計	323	183	231	256	66	86	1, 145	100.0

※平成29年3月31日現在

年齢別の状況



3 知的障がい者(児)の状況

本市の療育手帳所持者は、平成29年3月31日現在で220人です。

判定別に見ると「A (重度)」が 81 人で 36.8%、「B (中度・軽度)」が 139 人で 63.2% となっています。

年齢別では、「18 歳未満」が 30 人で 13.6%、「18 歳以上」が 190 人で 86.4% です。

図表 療育手帳所持者の状況 (年齢別)

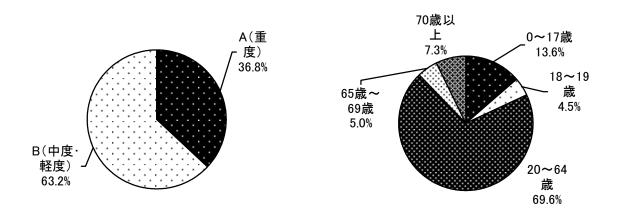
(単位:人)

年齢	障がい者数		
	А	В	計
0~17 歳	6	24	30
18~19 歳	2	8	10
20~64 歳	58	95	153
65~69 歳	4	7	11
70 歳以上	11	5	16
合 計	81	139	220

※平成29年3月31日現在

判定別の状況

年齢別の状況



4 精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療 (精神通院) の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 29 年 3 月 31 日現在で 228 人であり、この数年の推移をみると、増加しています。等級別に見ると「1級」が 27 人で 11.9%、「2級」が 190 人で 83.3%、「3級」が 11 人で 4.8% を占めています。

自立支援医療受給者は372人となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況 (年齢別)

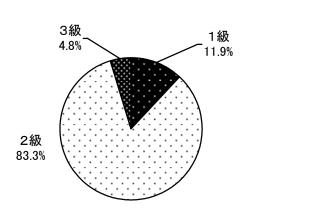
(単位:人)

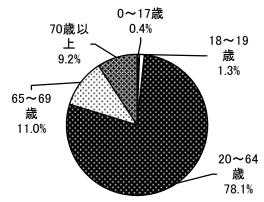
年齢	障がい者数			
	1級	2級	3級	計
0~17 歳	0	1	0	1
18~19 歳	0	3	0	3
20~64 歳	13	156	9	178
65~69 歳	7	16	2	25
70 歳以上	7	14	0	21
合 計	27	190	11	228

※平成29年3月31日現在

等級別の状況

年齢別の状況





図表 自立支援医療 (精神通院) の状況

(単位:人)

年 度	合 計
平成 26 年度	372
平成 27 年度	412
平成 28 年度	372

※各年度3月31日現在

5 障害支援区分別認定者

障がい福祉サービスのうち介護給付については、その支給決定に当たって、サービスの必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう障がいの特性や心身の状態に応じた障害支援区分の認定を受けることとなっています。認定者は、146 人となっており、内訳は「区分1」が2 人、「区分2」が40 人、「区分3」が37 人、「区分4」が20 人、「区分5」が13 人、「区分6」が34 人です。

図表 障害支援区分別認定者数

(単位:人)

区 分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合 計
区分1	1	1	0	2
区分2	4	8	28	40
区分3	5	17	15	37
区分4	5	14	1	20
区分 5	3	10	0	13
区分 6	15	18	1	34
合計	33	68	45	146

※平成29年3月31日現在

※18歳以上の障がい者を対象としています。

第2節 アンケート結果による障がい者の状況

1 調査の実施

(1)調査の目的

本調査は、障がい者の状況を把握し、障がい福祉サービスの利用希望などの基礎データの入手・分析を行うとともに、障がい者をめぐる本市における課題の抽出等を目的としています。

(2)調査方法

① 調査時期と調査方法

本調査は、各種障害手帳等の所持者を対象として、平成 29 年 10 月 30 日~11 月 24 日まで実施しました。調査票の配布・回収方法は次のとおりです。

図表 調査方法

調査名	障がい者福祉に関するアンケート調査
調査対象者	市内の障がい者
母数	平成 29 年 10 月 1 日現在の各種障害者手帳 身体障害者手帳所持者 1,046 人、療育手帳所持者 168 人、精神障害者 保健福祉手帳所持者 208 人
調査件数	上記のうち重複及び救護施設、老人施設の入所等を除く 1,422 件
抽出方法	全数調査
調査方法	郵送法

② 配布・回収状況

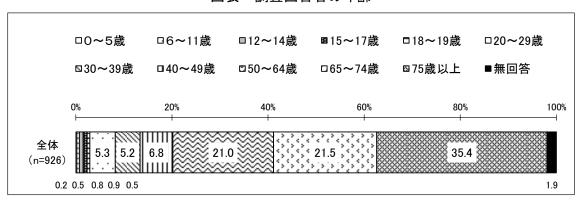
各調査の配布・回収状況は、以下のとおりです。

図表調査票の配布・回収

調査名	配布数	有効回収数	有効回収率
障がい者福祉に関するアンケート調査	1,422件	926 件	65.1%

2 回答者の属性

回答者の性別は、「男性」が 49.9%、「女性」が 48.2%です。 回答者の年齢は、「75歳以上」が 35.4%と最も多く、「65~74歳」が 21.5% でした。

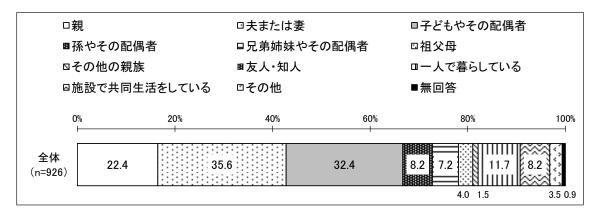


図表 調査回答者の年齢

3 回答概要

(1) 現在の暮らし

現在の暮らしは、同居者は、「夫または妻」が35.6%と最も多く、次いで「子どもやその配偶者」が32.4%、「親」が22.4%、「一人で暮らしている」が11.7%などとなっています。

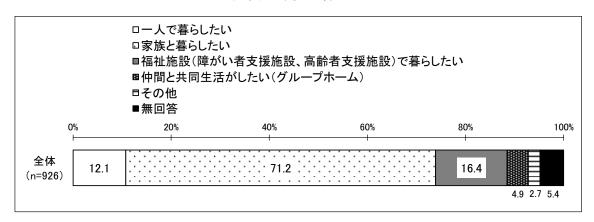


図表 現在の暮らし

(2) 今後の暮らし

今後の暮らしは、「家族と暮らしたい」が 71.2%と最も多く、次いで「福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい」が 16.4%、「一人で暮らしたい」が 12.1%などとなっています。

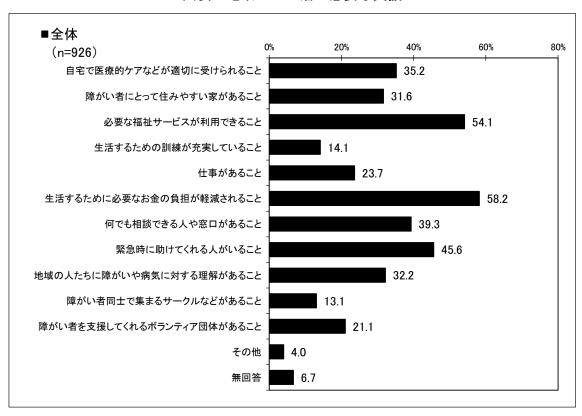
図表 今後の暮らし



(3)地域での生活に必要な支援

地域での生活に必要な支援は、「生活するために必要なお金の負担が軽減されること」が58.2%と最も多く、次いで「必要な福祉サービスが利用できること」が54.1%、「緊急時に助けてくれる人がいること」が45.6%などとなっています。

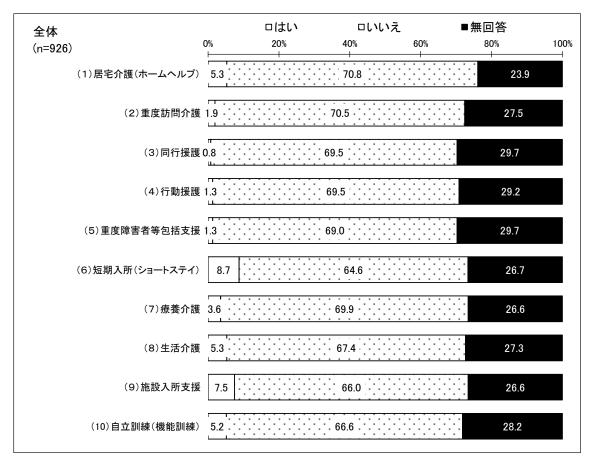
図表 地域での生活に必要な支援



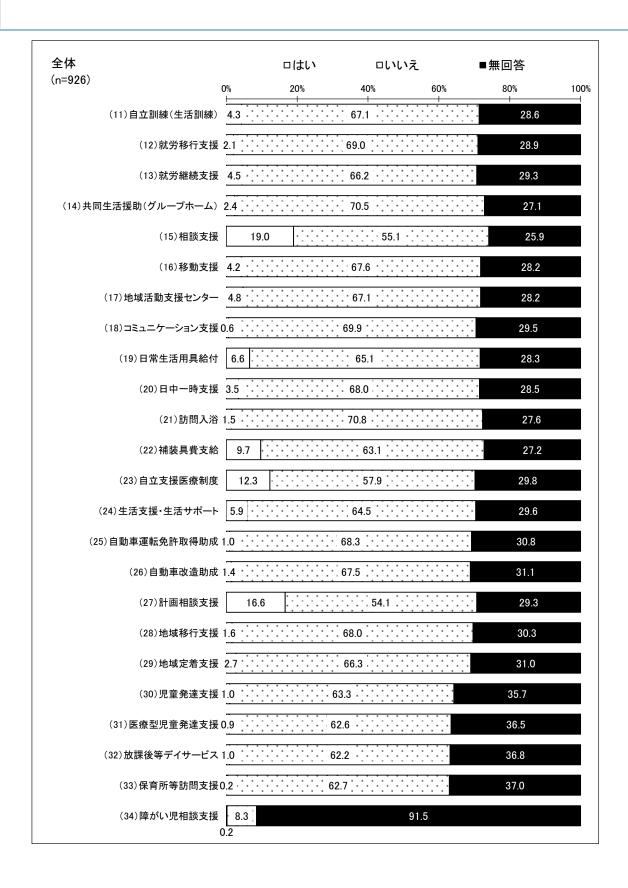
(4) 福祉サービス等の利用状況

現在利用している障がい福祉サービスは、「(15) 相談支援」が19.0% と最も多く、次いで「(27) 計画相談支援」が16.6%、「(23) 自立支援医 療制度」が12.3%などとなっています。

図表 福祉サービス等の利用状況



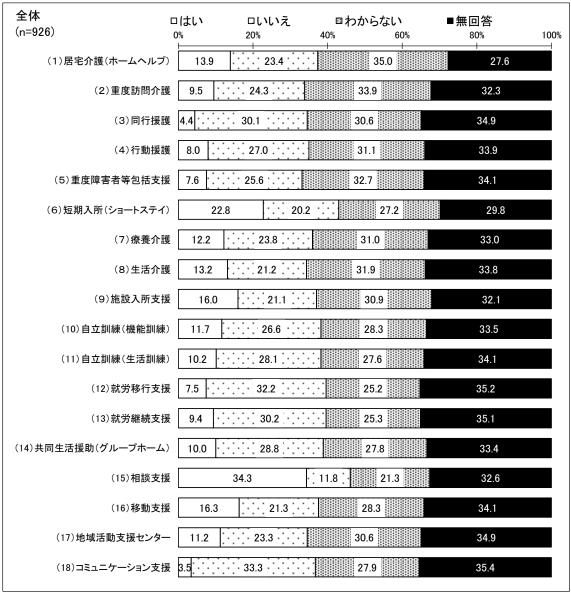
第2章 障がい者の現況と課題



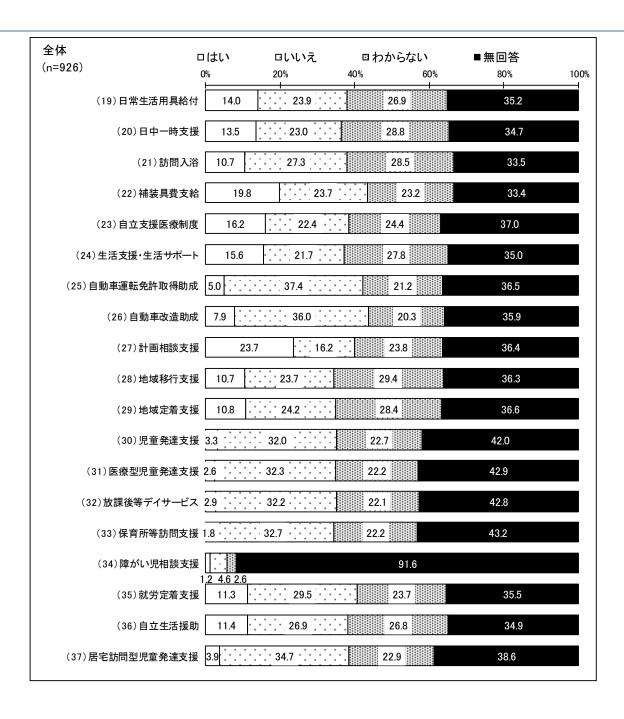
(5) 福祉サービス等の利用希望

今後の福祉サービス等の利用希望を見ると、「(15) 相談支援」が 34.3% と最も多く、次いで「(27) 計画相談支援」が 23.7%、「(6) 短期入所(ショートステイ)」が 22.8% などとなっています。

図表 福祉サービス等の利用希望

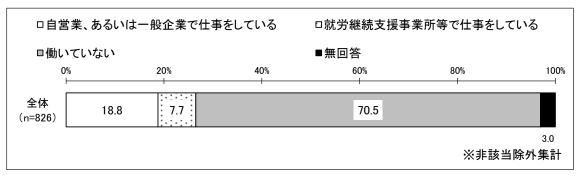


第2章 障がい者の現況と課題



(6) 障がい者の就労

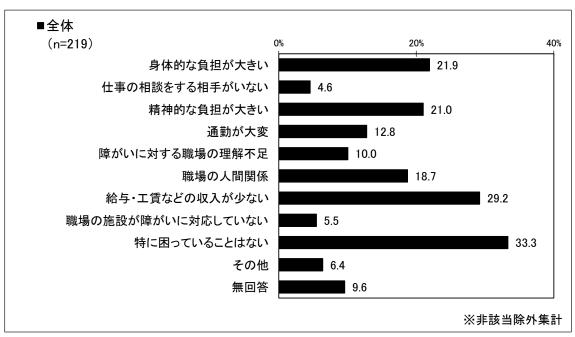
障がい者の就労の状況をみると、「働いていない」が 70.5%と最も多く、 次いで「自営業、あるいは一般企業で仕事をしている」が 18.8%、「就労 継続支援事業所等で仕事をしている」が 7.7%でした。



図表 障がい者の就労の状況

(7) 仕事をする上での困りごと

仕事をする上での困りごとは、「特に困っていることはない」が33.3% で最も多く、次いで「給与・工賃などの収入が少ない」が29.2%、「身体的な負担が大きい」が21.9%、「精神的な負担が大きい」が21.0%などとなっています。



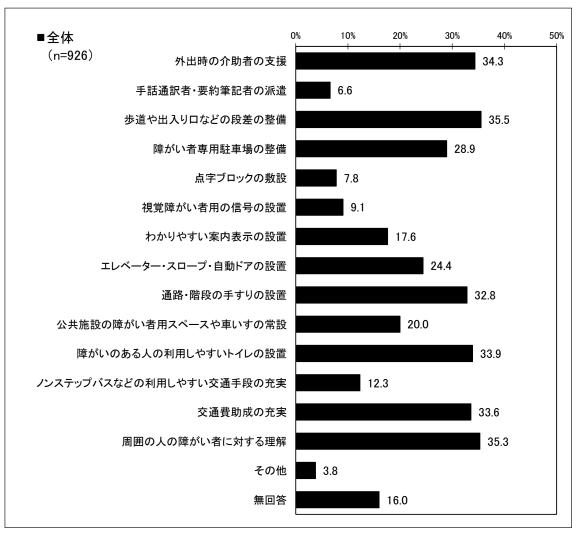
図表 仕事をする上での困りごと

第2章 障がい者の現況と課題

(8) 外出

外出しやすくするために必要なことでは、「歩道や出入り口などの段差の整備」が35.5%と最も多く、次いで「周囲の人の障がい者に対する理解」が35.3%、「外出時の介助者の支援」が34.3%、「障がいのある人の利用しやすいトイレの設置」が33.9%、「交通費助成の充実」が33.6%などとなっています。

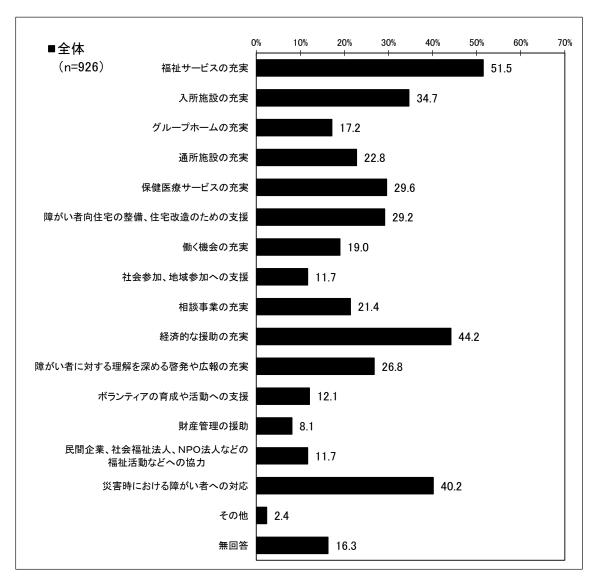
図表 外出しやすくするために必要なこと



(9) 市に望むこと

今後、胎内市にしてほしいと思うことは、「福祉サービスの充実」が51.5%と最も多く、次いで「経済的な援助の充実」が44.2%、「災害時における障がい者への対応」が40.2%、「入所施設の充実」が34.7%などとなっています。

図表 今後、胎内市に望むこと



4 調査結果の概要

今回調査では、地域での生活に必要なのは、「生活するために必要なお金の負担が軽減されること」が全体で58.2%、「必要な福祉サービスが利用できること」が54.1%となっており、どの年代も高い回答となっています。そのほか「緊急時に助けてくれる人がいること」、「何でも相談できる人や窓口があること」と回答した人も次いで多く、また、将来の暮らしは「家族と暮らしたい」と回答した人が71.2%と最も多いことから、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制整備が必要であることがわかります。

就労の状況では、20代から70代までのおよそ3割の人が働いていますが、その中で困りごととして、「身体的な負担が大きい」が75歳以上で57.1%、次いで30代で29.2%、「精神的な負担が大きい」が20代で36.7%、30代で29.2%、「職場の人間関係」が40代で30.3%、50代で20.3%と回答しており、障がいや健康状態に合わせた働き方ができるよう雇用環境の整備や、職場の人たちの障がいに対する理解の促進を図る必要があります。また「給与・工賃などの収入が少ない」と回答した人が20代で56.7%となっており、経済的な自立のために所得の向上は重要な課題となっています。

福祉サービスの利用希望の状況をみると、「相談支援」が34.3%と最も多く、相談支援体制の強化、充実が課題となっています。

こうした結果から、基礎的サービスとしての福祉サービスの充実はもち ろんのこと、障がい者が地域で生活できるよう体制整備を進めることが重 要となっています。

加えて、災害時の要援護者対策や就労、経済的支援も高い回答があり、 多様な生活支援が求められています。

第3章 計画の基本的考え方

第1節 障がい福祉をめぐる課題

本計画の策定に当たり、課題を掲げると次のような点があげられます。

(1) 障がい者の社会参加を促進するまちづくり

障害者差別解消法が施行され、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮が義務付けられた今日、あらゆる人が地域社会に包含されるものであるとの考え方に立って、年齢、性別、能力、経済格差、あるいは国籍などを含め、従来のノーマライゼーションの考え方から、さらに進んで、インクルーシブな社会を目指していこうとする考え方が広まってきています。

こうした考え方に立った取組は、今後、地域において多様なニーズに 応えていく上で不可欠であり、障がいの種別を越えてそれぞれの経験や 知見を共有し、お互いができることを行いできないことを補い合い、新 たな仕組みづくりのため連携を深めていくことが期待されます。

(2) 自宅や地域での生活が続けられるまちづくり

障害者総合支援法の目指す姿の一つとして「地域生活への移行」が大きく取り上げられています。引き続き、障がい者が地域社会の一員として自立した生活を送れる環境づくりが必要です。

具体的には、生活するための居住の場や、道路公園等身の周りのバリアフリー化、介助などの支援が十分に受けられる体制づくりなどを進めることが必要です。

特に、施設入所者の地域移行を促進していくためには、関係機関が一体となり、退院後の地域での生活への継続的な支援ができる体制を構築していかなければなりません。

また、障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域全体で支えるための拠点整備が必要です。

(3) 福祉サービスがいつでも適切に受けられるまちづくり

障がい者が地域の中で必要とするサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、事業者との連携を強めながら、障がい者のニーズの把握に努め、必要とされるサービス提供に努めていく必要があります。

また、サービスの量的な拡大にも取り組むとともに、障がい者福祉を めぐる制度改正が続くことで利用者に混乱が生じないよう、情報の提供 に努める必要があります。

さらに、医療的ケアが必要な重症心身障がい者の家族は、常時介護を 行う必要があることから、家族の介護負担軽減策が必要です。

(4) 就労支援策の強化

障がい者の雇用をめぐっては、福祉施設等の利用者が企業等における 一般就労へ移行する事例はいまだ多くないのが実情です。

このため、企業・事業所等における障がい者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行えるような取組が必要です。また、障がい者の所得の向上は大きな課題となっているため、国・県・関係事業所とも連携して改善を進める必要があります。

(5) サービスを担う人材の養成及び確保

福祉分野でのサービスを担う人材の確保は大きな課題となっています。このため、事業者が人材の資質向上を通じて新たな課題に的確に対応できるよう支援するとともに、特に地域移行が主眼となっている中で、地域の巡回や家庭での介護、外出への支援など事業所だけでなく、地域における支え合いを行う人材が必要です。

また、障がい者が必要なサービスが受けられるように利用支援計画を 作成する相談支援専門員の確保も大きな課題です。

さらに、保健・福祉・医療分野はもちろんのこと、成年後見制度など 法務の専門家や、障がい児教育のための教育関係者など幅広い専門職の 参加が必要です。

第2節 基本理念

以上のような課題を踏まえ、さらに上位計画の総合計画の方針と併せて、 第3次胎内市障がい者計画の基本理念を次のように定めます。

総合計画の基本構想では、「自然が活きる、人が輝く、交流のまち"胎内"」を基本として、健康・福祉分野における政策の柱を「健やかで生きがいを持って暮らせるまちづくり」としています。第3次計画では、このまちづくりの方針を継承し基本理念とします。

基本構想の将来像

自然が活きる、人が輝く、交流のまち"胎内"



_{計画の基本理念} 健やかで生きがいを持って暮らせるまち

第3節 基本目標

「健やかで生きがいを持って暮らせるまち」の実現のために、次の3つの 基本目標を定めます。

基本目標1 障がい理解の啓発と自立・社会参加の促進

障がい者が自らの特性や意思を持って、保育園、認定こども園から学校、 就労まで人生の各段階において、学びや仕事、文化・趣味活動、地域活動な どに積極的に参加でき、その能力が活かされるよう、地域の体制や環境、サ ポート体制を整備していきます。

そのために、障がいのある人とない人とがともに参加できるよう、障がい に対する理解の促進と啓発を進めながら、お互いの理解を深めるとともに、 学校や就労の場など障がい者が日々生活する場の環境づくりをさらに行って いきます。

また、イベントや行事等の実施においては、障がいのある人もない人もともに、参加ができるよう、常に障がい者に配慮するなど、全ての人が、ともに協力し合い、支え合いながら、各分野で生きがいをもって活動できるまちづくりを進めます。

基本目標2 安全・安心な地域生活の実現

住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、身近な場所において生活 全般にわたる保健・福祉・医療などの総合的なサービスが利用できる環境づ くりが望まれます。

このため、関係事業所との協力のもと、在宅サービスの充実を図るとともに、障がい者のニーズに合わせて施設サービスも含めた様々な分野の多様で質の高いサービスを総合的に提供できる体制を整え、障がいの早期発見や治療、疾病の予防や障がいの軽減など、健康で元気に生活するための多面的な支援の推進を図り、快適に生活できるまちづくりを進めます。

また、緊急時における支援体制、災害時における避難支援対策に取り組むことにより、安全・安心なまちづくりにも努めます。

基本目標3 安心できるサービス提供

障がい者が、自らの利用するサービスを主体的に選択できるようにするためには、一層のサービスの提供体制を強化することが必要であり、事業所や広域的な対応のなかで、サービスの拡充を目指していきます。

また、各種福祉サービスの多様化と内容の充実に加えて、サービス提供者の能力と知識の向上を図るとともに、多様な選択が可能となる社会にするための条件整備や支援が重要です。

このため、地域において相談支援を行う行政・民間の機関を中心として、 各関係機関が連携する仕組みを作るとともに、相談支援を行う機関を基幹と して位置づけた総合的な相談・支援体制の構築を図ります。

第4節 主要施策

この基本目標を実現するため、市民、企業、そして行政が協力して、障がいのある人もない人も、自分らしく生きるまちづくりを進めるため、障がい福祉計画の具体的なサービス基盤整備の補完を踏まえ、9つの基本的な施策を掲げます。

1 啓発と交流の促進

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生 社会の理念の普及を図り、障がいや障がい者に対しての理解を促進するため、市民の幅広い参加による啓発活動を推進します。

また、学校等においても人権教育を推進し、障がいに対する正しい理解・ 知識を学び、思いやりの心を育む機会の充実を図ります。

さらに、障害者差別解消法に定められているように、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」がないよう、差別解消に向けた取組を行います。

2 教育の充実

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じて、きめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育や療育を行うとともに、LD(学習障がい)、AD/HD(注意欠陥・多動性障がい)、自閉症などについて教育的支援を行う等の対応をしていきます。

3 雇用・就労の支援と所得の確保

雇用・就労は、障がい者の自立・社会参加を進める上で極めて重要であり、障がい者が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、関係機関との連携を強化しながら、企業への啓発に努めるなど、雇用促進に向けた環境づくりを進めます。

4 社会参加の促進

障がい者の自己実現を支援するために、社会参加の機会を整備します。 また、選挙や政治参加、社会参加において、自らの権利を円滑に行使できるよう、情報提供や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行うなど、条件整備を進めます。 さらに、健康で文化的な生活を送るために、文化活動やスポーツに参加できる体制づくりを進めます。

5 生活支援の充実

利用者本位の考え方に立って、地域における居住、移動、コミュニケーションなどの地域生活を支える事業の充実を図り、障がいのある全ての人に対して、豊かな地域生活の実現に向けたサービスの提供に努めます。

6 安全・安心の環境づくり

障がい者が地域社会の中で安心して生活できるよう、住宅・建築物・公共交通機関・歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進します。

特に近年、大きな自然災害が続いている中、災害時の避難などあらかじめ対応を図るとともに、交通安全、防犯体制、消費者対策など、安心できるまちづくりを進めます。

7 保健・医療の充実と障がいの発生の予防

障がい者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実するとともに、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

8 各種福祉サービスの充実

障がい者を支える福祉サービスなどの事業の安定的供給とサービスの質の向上を目指して、市と関係事業所や周辺市町村、地域との連携により体制整備を進めます。

9 障がい児への支援

障がい児の健やかな成長のため、保健、医療、福祉、教育、就労支援などの関係機関と連携して、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の推進に努めます。

第5節 施策の体系

本計画の施策の体系を次のように定めます。

基本理念

健やかで生きがいを持って暮らせるまち



障がい理解の啓発と 自立・社会参加の促進 安全・安心な地域生活の実現

安心できるサービス提供



基本計画

(9つの主要施策)

(関連施策の体系)

- 1 啓発と交流の促進
- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ② 福祉教育等の促進
- ③ 障がい者の人権、権利擁護
- ④ 交流・ふれあいの拡充

2 教育の充実



- ① 一貫した相談支援体制の整備
- ② 学校教育の充実
- ③ 教育環境の整備
- 3 雇用・就労の支援と所得の 確保



- ① 雇用の拡大
- ② 就労環境の整備
- ③ 所得保障

4 社会参加の促進



- ① スポーツ、芸術、文化活動等の推進と地域活動への参加促進
- ② 選挙と政治参加
- ③ ボランティア活動やNPO活動の支援

5 生活支援の充実



- ① 相談と利用者本位の生活支援体制の充実
- ② 居住支援の充実
- ③ 経済的自立の支援
- ④ 移動・交通手段の充実
- ⑤ 情報提供・コミュニケーション支援の充実
- 6 安全・安心の環境づくり



- ① バリアフリーのまちづくり
- ② 防災対策
- ③ 交通安全、防犯対策
- 7 保健・医療の充実と障が い発生の予防



- ① 障がいの発生予防、早期発見・早期治療・ 早期療育
- ② 医療・リハビリテーションの充実
- ③ 難病や発達障がい等の対策
- 8 各種福祉サービスの充実



- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 福祉サービスの評価と質の 確保
- ③ 専門職種の養成・確保



.

障がい 福祉計画

実施計画

障がい児 福祉計画

9 障がい児支援体制の充実



- ① 障がい児福祉サービスの充実
- ② 相談支援体制の整備

第4章 基本計画

第1節 啓発と交流の促進

障害者総合支援法では、障がい者の「基本的人権を享有する個人としての 尊厳」を支援すると表現し、社会で生活する一人の人間として尊重し、社会 で生活するために必要な支援をするための法律であるとしています。障がい のある人もない人もともに生き生きと生活するためには、障がい者に対する 差別や偏見をなくし、障がいに対する正しい知識と、制度普及のための広報・ 啓発活動を引き続き積極的に行っていくことが大切です。

また、ノーマライゼーションやインクルーシブの理念の浸透を図るとともに、ふれあいと交流を促進して、障がいのある人もない人もお互いに正しい理解を深め、誰もが同じように地域で安心して生活することができる地域社会の実現を目指します。

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

【施策の方針】

障がいによりできること、できないことを理解し、環境を整えサポートをするなどの合理的配慮により、障がいのある人もない人もともに活躍する社会を目指します。

そのため、障がいや障がい者に対する偏見をなくし、理解を深めていく 取組を充実し、障がい者の地域での自立生活を支え、また、障がい者の社 会参加活動を促進できるよう、広報・啓発活動を充実します。

また、障がい者やその家族による団体活動においても広く市民への啓発 活動に取り組むよう促進します。

施策・事業	施策の概要
①障がい者に対する差別の 解消の推進	・「障害者差別解消法」の施行に伴い、不当な差別的取扱い の禁止や合理的配慮の提供について、理解・啓発に努め ます。

施策・事業	施策の概要
②広報等による啓発活動	・「市報たいない」を利用して、障がいや障がい者に対する 理解を深めるための啓発に努めます。・市のホームページ(インターネット)や図書館の市政コー ナーを活用して本計画を公表するなど、市民に対する啓 発に努めます。
③「障がい者週間」などの啓 発活動の推進	・「障がい者週間」(12月3日~12月9日) や「人権週間」 (12月4日~12月10日)の周知を図り、これらの期間 を通じた人権教育、啓発活動を推進します。
④講演会やイベントの実施	・市民講演会や福祉団体等の各種行事を利用し、障がいや 障がい者についての周知を図るなど、広く市民意識の高 揚を図ります。

2 福祉教育等の促進

【施策の方針】

障がい者の人権について理解を深め、一人ひとりの「心の壁」を取り除くためには、就学前教育や学校教育、生涯学習の中で、早い段階から一貫した人権教育を進める必要があります。

このことから、学校や生涯学習における一貫した人権教育を推進すると ともに、福祉体験、ボランティア体験の機会の充実を目指します。

また、公共サービスに携わっている人や教育現場等の教職員に対し、研修等を行い、障がい児・者に対する理解と意識の高揚を図ります。

施策・事業	施策の概要
①学校等における福祉教育 の推進	・学校や保育所・認定こども園などにおける福祉教育を推進します。・学校職員などに対する福祉意識啓発機会を充実します。
②公共サービスに携わって いる者への啓発	・市職員のほか、公共サービスに携わる人への研修を行い、 障がいや障がい者についての正しい知識と具体的な支援 のあり方についての理解を深めます。
③生涯学習を通じた人権や 障がい者問題の学習機会 の充実	・生涯学習を通じた人権や障がい者問題に関する学習機会を充実します。・人権啓発事業を充実します。・障がい者の支援に必要な基本的知識の普及に努めます。

3 障がい者の人権、権利擁護

【施策の方針】

虐待行為など障がい者の権利侵害は、初期の段階で対応することが大切です。障がいを理由とする差別禁止を目指した対策を強化するとともに、 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障がい者の保護及び養育者に対する支援などを行い、障がい者の人権や権利の保護を図ります。

国・県と連携しながら虐待防止の啓発を充実し虐待の予防を図るととも に、虐待が発生していた場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した 支援体制の確立を目指します。

また、精神上の障がいなどにより判断能力が不十分なため、契約等の法律行為における意思決定が困難な人が地域の中で自立した生活を送ることができるようにするためには、こうした人を保護・支援する体制づくりが重要です。

このため、財産の保全管理や各種申請など、障がい者が地域で自立した 生活を続けられるよう関係機関と連携し、成年後見制度の普及を目指しま す。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①虐待防止など人権に関す る啓発の推進	・障がい者に対する虐待防止のための関係者に対する意識 啓発を行うほか、地域での取組に関する啓発を行います。
②虐待等への的確な対応の ための体制整備	・虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の確立を進めます。
③相談体制の強化	・県等の関係機関、法務の専門家などとの連携により、人 権に関する相談体制の強化を図ります。
④成年後見制度の推進	・知的障がいや精神障がいがあるなど判断能力が不十分な 人を保護するために、成年後見制度の利用促進を図りま す。

4 交流・ふれあいの拡充

【施策の方針】

障がい者が地域の中で互いに、豊かな人間関係の中で暮らし続けることができるよう、ともに生き、ともに支え合う意識を深めていくことが重要であり、そのことが「共生のまち」を実現する第一歩となります。

このため、自治会を始め地域の団体が中心となって、障がい者も積極的に参加できる行事の開催など、多様な交流の機会づくりに取り組む必要が

あります。

また、社会福祉協議会を軸として関係機関が連携し、ボランティアのきっかけづくりの場や機会を充実し、身近な地域での障がい者とのふれあいや支え合い活動へのボランティア参加を進めます。

全ての市民と障がい者等が互いに理解し連帯してともに支え合いながら、 地域で安心して住み続けられるためには、障がいの有無にかかわらず参加 できる交流の機会をより多く設け、より多くの市民の参加を呼びかけると ともに、障がい者団体、ボランティア団体等と連携を強化し、ふれあいの 場を推進します。

【主要施策】

施策•事業	施策の概要
①障がい者の参加促進	・各種の交流活動・事業への介助者や手話通訳者などの配
	置などに対する支援を進めます。
②体験・ふれあいの充実	・小・中学校のボランティア活動などを通じて、障がい者
	とふれあい、障がいについての正しい理解を深めるよう
	努めます。
③交流活動の充実	・各種イベントの開催などを通じて障がい者と一般市民と
	の交流活動を支援します。
④障がい者の外出支援	・移動に支障のある人が安心して利用できるよう、移動の
	援護その他の外出する際の必要な援助を行います。

第2節 教育の充実

子どもの発達のために教育の果たす役割は非常に大きなものがあります。 障がいをもった子ども達の教育は、特に配慮を必要とする面が多く、そのために教職員など周りで支える人の理解も求められます。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や学校、福祉、医療、 就労等の関係機関との連携がこれまで以上に求められています。そのため、 療育相談体制の充実や小・中学校等における特別支援教育の一層の充実を図 るとともに、義務教育のみならず高等教育や生涯学習の場においても障がい 者(児)が平等に教育や学習の機会を得ることができるよう、受入に対する 理解を促していきます。

1 一貫した相談支援体制の整備

【施策の方針】

乳幼児期から学校卒業までは、一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

障がいのある幼児・児童・生徒やその保護者に対して適切な相談支援が行われるようにするため、乳幼児期から学校卒業後のそれぞれの段階にわたって、教育、福祉、医療、保健、就労などの支援が適切に受けられるよう、関係機関が連携して支援体制の構築に努めます。

上女吧火	Lie leite of law are
施策・事業	施策の概要
①子どものこころとことば の相談室	・幼児の発達に応じた発達支援や家族への相談支援を行う とともに、必要に応じて保健師等と連携をとりながら、 早期療育につなげるなど対策を検討していきます。
②保育園・認定こども園にお ける受入体制の充実	・保育士・保育教諭の質の向上や介助員の配置等の検討により、保育園・認定こども園における障がい児の受入体制の充実を図るとともに、相談支援体制の充実を図ります。また、保健師等との連携により発達支援に努めます。
③乳幼児発達相談室	・発達に不安をもつ幼児とその保護者また、幼児健診や保育園等で相談が必要と認められた幼児とその保護者に対して、児童精神科医師による診察をし、幼児の発達に応じた専門的支援や家族への相談支援を行います。
④就学支援委員会	・就学支援委員会において、保護者の意見を踏まえながら 障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応 じた適切な就学支援を行います。
⑤就学・教育相談体制の充実	・保健・福祉や保育園、認定こども園、学校などにおける 就学・進路相談機能の充実と相互連携を強化します。
⑥学校における相談機能の 強化	・スクールカウンセラー、市教育相談センター、各学校の 特別支援教育コーディネーター等との連携により、学校 における相談機能の強化を図ります。
⑦専門家のネットワークづくり	・医療・保健・福祉・教育等の専門家チームによる教育相談体系化連携事業において、就学相談等の特別支援ネットワークの強化に取り組み、教育支援委員会との連携により、乳幼児から学校卒業までの個別の教育支援計画の策定に取り組みます。
⑧進路指導の充実	・一人ひとりの生徒の特性に応じた適切な進路を保障する ため、教育、福祉、就労等の関連部門の連携を強化し、 進路指導の充実を図ります。

2 学校教育の充実

【施策の方針】

障がいのある子どもが地域社会の一員として、その能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実と学びやすい教育支援体制の充実を図ります。

そのため、今後も、保育園、認定こども園、小・中学校の連携のもと障がいのある児童・生徒のニーズに応じた教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①特別支援教育の推進	・障がいのある児童・生徒の障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、特別な配慮のもと、適切な教育を行い、 能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立する人間の 育成に努めます。
②個別の教育支援計画の策 定・評価	・児童・生徒の障がいと、特性を見極め、それぞれに合った個別の指導計画及び教育支援計画を策定し、実践のなかで評価を行います。
③インクルーシブな教育の 実践	・障がいのある子とない子がともに学ぶ機会の充実を目指 すインクルーシブの考え方に沿った交流の場やともに学 ぶ場の整備を進めます。
④学校教育における障がい 者理解の推進	・障がいの有無にかかわらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障がい者に対する理解を深めるための特別支援学級などの子どもとの交流教育を進めます。
⑤人権教育の推進	・インクルーシブな社会を根底に据え、お互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合い、ともによりよい社会を築いていける教育を、障がいのある児童・生徒にも 障がいのない児童・生徒にも行います。

3 教育環境の整備

【施策の方針】

特別支援教育の充実のために、専門機関の連携や指導力の向上、教育施設の改善など、体制や環境整備に努める必要があります。そのため、教育委員会はもとより、障がい児に関わる関係機関との連携により体制整備を進めます。

小・中学校の学校施設について、障がいのある児童・生徒が安全かつ円滑に、学校生活を送ることができるよう施設のバリアフリー化に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①介助員の配置	・教育活動困難な状況にある学級(LD(学習障がい)、AD/HD(注意欠陥・多動性障がい)、高機能自閉症等の児童・生徒のいるクラス)に対し、個に応じたきめ細かな指導を行い、児童・生徒が安心して学校生活を送れるように介助員の配置に努めます。
②特別支援教育コーディ	・小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、 教育の充実を図ります。
ネーターの配置 ③学校教職員、保育園保育 士、認定こども園保育教諭 への研修	・学級担任のためのLD(学習障がい)、AD/HD(注意 欠陥・多動性障がい)研修会など、特別支援教育にかか わる研修会を実施し、教職員等の専門職としての識見と 指導力の向上を図るとともに、障がいの状態に即した適 切な指導の充実に努めます。
④学童保育・日中一時支援 サービスの充実	 ・放課後や長期休暇中における障がいのある児童の健全育成と保護者の負担を軽減するため、学童保育の充実を図ります。 ・長期休暇中における障がいのある児童の生活リズムを保持し保護者の負担を軽減するため、関係施設等と連携を図りながら障がいのある児童預かりの日中一時支援サービスの充実に努めます。
⑤教育施設の改善	・学校の改修等に当たっては、障がい児に配慮して施設の バリアフリー化に努めるほか、設備、備品の整備につい ても考慮します。

第3節 雇用・就労の支援と所得の確保

就労支援は、障がい者にとって地域で自立した生活を送ることができるようにする経済的な基盤としての所得の確保や働くことによる生きがいなどのために重要な施策です。

ハローワーク等と連携し、障がい者の雇用拡大に向けて企業などに理解を 求めていきます。また、就労意欲に応じて就労支援を受けることができるよ う、関係機関との連携を図りながら体制づくりを進めます。

1 雇用の拡大

【施策の方針】

ハローワーク、商工会、障がい者就業・生活支援センター等関係機関と 連携を図りながら、関係各団体に対し企業等へ障がい者雇用への理解促進 の啓発、障がい者の法定雇用率制度の周知及び法定雇用率について達成す るよう働きかけを行っていきます。

障がい者が安心して働けるよう、関連事業所等との協力により、障がい福祉サービスの一層の充実を図り、一般就労、福祉的就労も含めて就労機会の整備を進めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①事業主への啓発	・障がい者雇用促進月間(9月)などを中心に市内の事業
	主に対して障がい者の雇用についての理解の促進を図
	り、継続的な雇用ができるよう協力を要請します。
	・障がい者雇用率の向上を目指し、ハローワークと連携し
②障がい者雇用率の向上	て市内の事業所に対し、障がい者の雇用を呼びかけてい
	きます。
③障がい福祉サービスの強	・就労移行支援、就労継続支援等の障がい福祉サービスの
化	強化を図ります。
④就労に向けた体験実習の	・就労に向けていろいろな業種の仕事について体験できる
場の確保	よう学習機会の整備を行います。
⑤市など公的機関における	・市などの公的機関における事務や作業などについて障が
雇用拡大の推進	い者の雇用を行います。

2 就労環境の整備

【施策の方針】

障がい者の能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、 各種セミナー等を開催するとともに、就労に関する相談、必要な指導及び 助言、その他必要な援助を行うなど、障がい者の就労環境の整備に努めま す。

また、ハローワークと連携し、就職に必要な技能の修得や生活指導など を行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①雇用環境の整備促進	・障がい者の雇用環境を整備するため、各事業所や障がい 者施設に対し、障がい者の状態に応じた適切な対応がと れるよう、情報提供や相談・指導に努めます。
②グループ就労や短時間就 労の促進	・障がいの特性や個人の日々の状況に応じて柔軟に就労することができるグループ就労や短時間就労など、就労形態の多様化を要請します。
③各種助成制度の周知	・関係機関と連携しながら障がい者雇用納付金制度に基づく助成など、障がい者の雇用を促進する各種制度の周知を図ります。・在宅の就業者に対しても、在宅就業障がい者支援制度の活用により発注事業所への支援ができるよう周知に努めます。
④職場定着と継続就労への 支援	・就労先に出向き障がい者と企業の双方に定着指導を行う 就労援助指導員(ジョブコーチ)の派遣制度を活用し、 安心して仕事を続けられる支援を行います。
⑤総合的な就労相談体制の 確立	・地域自立支援協議会を核とした、就労への一貫した支援 と総合的な相談支援の体制の確立に努めます。
⑥ハローワークとの連携	・障がい者の雇用が促進されるようハローワークや商工会等と連携し、就職情報の提供に努めるほか、トライアル雇用の活用や就労訓練等へ結びつけられるよう支援を行います。

3 所得保障

【施策の方針】

障がい者の自立を促進する上で、所得の向上は重要な課題となっています。関係機関との連携のなかで、事業所に対し働きかけるなど、積極的な対応に努めていきます。

施策・事業	施策の概要
①所得の向上	・障がい者の所得について、事業所など関係機関との協力
	により向上を目指します。
	・「胎内市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に
	基づき、市内の就労施設等からの積極的な発注を促進す
	るとともに、そのための情報収集に努めます。

第4節 社会参加の促進

障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加、行動することは、自分ら しい生活を充実することにつながります。そのため、障がいの有無にかかわ らず、誰もが等しく社会参加できる環境整備に努める必要があります。

今後は、障がい者のニーズに応じた生涯学習やスポーツ・レクリエーション等の情報と社会参加の機会を提供するとともに、市民、ボランティアと連携した社会活動参加への支援、関係団体育成への支援を行います。

1 スポーツ・芸術・文化活動等の推進と地域活動への参加促進

【施策の方針】

障がい者が、障がいのない人と同じようにスポーツや芸術・文化活動を 楽しむ機会を持つことは、障がい者に日常生活の充実感や生きがいを与え るとともに、社会参加の重要な要素となります。

障がい者一人ひとりが自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人との交流やふれあいなどを通じて生活を充実することが出来るよう行事・イベント、スポーツ、レクリエーション活動、文化活動などの大会や行事等の実施を支援するとともに、情報提供に努めます。

また、障がい者が参加できる機会の充実のほか、施設面のバリアフリー 化を進めるなど条件整備や参加促進のために手話通訳の派遣、ボランティ アの充実などサポート体制の強化にも努めます。

施策・事業	施策の概要
①行事への参加促進	・各自治会の各種行事への障がい者の参加を促し、地域と の交流に努めます。
②参加の支援	・社会参加を促進するために、移動支援サービスの充実や 手話通訳の派遣などを行い、円滑な参加を支援します。
③総合型スポーツクラブと の連携	・総合型スポーツクラブとの連携により、障がい者スポーツの振興に努めます。
④文化施設・体育施設のバリ アフリー化	・障がい者がスポーツ・文化活動を楽しめるよう、市内の 公共関連施設のバリアフリー化を進めるよう努めます。
⑤障がい者スポーツ・文化行 事の開催支援	・障がい者とその家族や地域住民が集まり、スポーツや文 化活動を楽しみながら相互の親睦を深めるための各種大 会に支援を行います。

施策・事業	施策の概要
⑥文化芸術・スポーツ活動へ の支援	・障がい者の文化芸術・スポーツ活動を支援し、社会参加を 図り、障がいに対する市民の正しい理解の普及に努めま す。
⑦支援者に対する支援の推 進	・障がい者芸術に関わる支援者に対する研修や、関係機関 とのネットワークづくりを行います。

2 選挙と政策決定の場への参加

【施策の方針】

障がい者の選挙への参加を一層進めるために、選挙情報の入手から投票 に至る一連の活動を支障なく行えるよう、環境の整備を行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①選挙情報の提供	・選挙公報や各種通知の作成に当たっては、障がい者の状況に配慮し、必要な対策をとるよう努めます。
②投票所の対策	・障がい者の投票を支援するため、障がい者用の駐車場の 確保を行うほか、選挙に参加しやすいよう投票所の環境 整備を図ります。また、視覚障がいや聴覚障がいなどそ れぞれの障がい者に配慮した投票方法について、選挙制 度の動向を踏まえながら対策を進めます。
③各種審議会への参加	・市の政策を決定する各種審議会等への参加について、必 要な環境の整備に努めます。

3 ボランティア活動やNPO活動の支援

【施策の方針】

障がい者の社会参加を進めるためには、制度に基づく公的なサービスの提供以外にも、幅広い領域にわたる支援が必要となります。これらの必要とされるきめ細かな支援に対応するため、ボランティア活動やNPO活動などの育成・支援を積極的に行います。

施策・事業	施策の概要
①ボランティアやNPO法 人の育成	・ボランティアに関する相談や研修機会の充実などボラン ティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能や コーディネート機能の充実を促進します。

施策・事業	施策の概要
	・障がい者の支援のためのボランティアやNPO法人の育
②ボランティア・NPO活動 に関する情報提供の充実	成を支援します。 ・市や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用したボランティア活動・NPO活動に関する市民への情報を提供します。 ・ボランティアやNPO法人相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化を促進します。
③市民各層のボランティア 活動への参加促進	・市民各層のボランティア活動・NPO活動への参加を図るため、社会福祉協議会で実施するボランティア養成講座やボランティア体験機会を支援します。・各種ボランティア講座の受講者のボランティアセンターへの登録や活動への参加、自主的な活動の立ち起こしなどを支援します。

第5節 生活支援の充実

障害者総合支援法が目指す地域移行について、住まいや通所施設等の日中 活動の場の環境整備や地域における受入体制の強化に取り組むことが必要で す。

また、買い物支援や移動手段など地域生活支援も課題であり、障がい者の地域での生活を支える体制の整備を図ります。

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的に 実施し自立した日常生活を営むことができるよう地域生活支援事業の充実に 努め、地域生活を支援する支援体制の整備やネットワークの構築を推進します。

各種年金、医療費助成、手当等は障がい者の生活の重要な経済的基盤になることから、その制度内容等についての情報の提供を行い、制度の適正な運用を目指します。

1 相談と利用者本位の生活支援体制の充実

【施策の方針】

障がい者本人の自己選択・自己決定を原則に、安心した生活を送ることができるように、様々な相談に適切に対応できる仕組みづくりとして、地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制を確立し、各種専門機関への

情報提供、連携を図りながら、総合的かつ効果的なサービス基盤の整備に 努めます。

本市においては、障害者総合支援法における相談支援に加え、市民、事業者、企業、ボランティア、NPO法人等がそれぞれの責任と役割による連携、協力のもと、公的なサービスとそれ以外の様々なサービスを組み合わせた総合的なサービス提供の仕組みづくりに努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①ケアマネジメントの充実	・利用者個々の状況に合わせ、必要なケアマネジメントを
	行い、個別支援計画の作成を行います。また、関係事業
	所との連携により、必要な人材の確保・育成に努めます。
	・地域自立支援協議会を中心に各機関の連携を強化し、障
②組織の連携	がい者一人ひとりの状態に応じたサービス提供がなされ
	るよう努めていきます。
	・身近な相談窓口で地域に密着した適切な支援を行うため、
	市役所に窓口を設置し、各施設や関係機関との連携を密
③身近な相談窓口の充実	にして相談・支援体制の充実を図ります。さらに、福祉
	施設についても地域の身近な施設として連携を図り、支
	援を行います。
④地域生活支援事業での相談支援	・地域における障がい者の日常生活や社会参加を支援する
	ため在宅サービスの情報提供や利用の助言を行う相談支
	援事業を強化します。
⑤民生委員・児童委員による	・地域に密着した身近な相談者として気軽に相談ができる
相談支援	よう研修や啓発を通じて資質の向上を図ります。

2 居住支援の充実

【施策の方針】

障がい者の地域移行にとって最も重要なことは、生活する住宅の確保です。自宅のほかグループホーム等の確保が大きな課題であることから、それぞれ障がい支援区分や家庭環境等に応じて暮らしの場を選択できるよう、「施設入所支援」のほか、「グループホーム(共同生活援助)」などの必要量の確保を目指します。

また、自宅で生活する場合でも、手すりの設置など住宅改修が必要となるため、そのための支援を行うなど、地域移行を支援します。

加えて、公営住宅への入居促進など、市の住宅施策との調整の中で障が い者の地域での継続的な生活や施設入所から地域への移行を支援する暮ら しの場の確保を目指します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①障害者総合支援法に基づ く居住系サービスの充実	・障害者総合支援法に基づく施設入所支援やグループホームなど障がい者の地域生活を支援するための居住支援 サービスの確保に努めます。
②一般住宅の確保の支援	・民間の空き住宅等について、その活用を検討します。 ・市営住宅への入居など、市の住宅施策との連携・調整を 行い、障がい者の住宅の確保に努めます。
③住宅改造の支援	・地域生活支援事業として、障がい者が暮らしやすいよう 住宅を改造するに当たっての相談の充実と費用負担への 支援を行います。

3 経済的自立の支援

【施策の方針】

国・県・社会福祉協議会等の関係機関と連携し、障がい者の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知に努めるとともに、社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の運賃、料金の割引制度についても周知及び活用の促進を図り、障がい者の生活の安定・改善に努めます。

施策・事業	施策の概要
①重度心身障害者医療費助	・重度心身障がい者に対する医療費、入院時食事療養費標
成	準負担額及び訪問看護療養費を助成します。
	・20 歳以上であって、精神または身体に著しい重度の障が
②特別障害者手当	いがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要
	とする人に支給します。
	・20 歳未満であって、精神または身体に著しい重度の障が
③障害児福祉手当	いがあるため、日常生活において常時介護を必要とする
	人に支給します。
④在宅重度重複障害者介護	・施設に入所することが困難な在宅の重度重複障がい者を
見舞金	常時介護している保護者に支給します。
⑤人工透析通院交通費助成	・人工透析のための通院に要する交通費を助成します。
⑥精神障害者医療費助成	・精神障がい者の入院に関わる費用を助成します。

第4章 基本計画

施策・事業	施策の概要
⑦特別児童扶養手当	・20 歳未満の重度、または中度の心身障がい児を監護している父または母、及び心身障がい児を父母に代わって養育(同居、監護、生計維持)をする人に支給します。
⑧生活福祉資金貸付	・資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営むことを目的とした資金の貸付を行います。
⑨自立支援医療費助成	・育成医療、更生医療、精神通院医療に該当する心身障がい者(児)、精神障がい者等に対し、自立支援医療費の支 給を行います。
⑩就労継続支援施設等通所 交通費助成	・就労継続支援施設等に通所している人に対して、交通費 の一部を助成します。
⑪各種年金の支給	・国の制度に従って障がい者に対する障害基礎年金等の支 給事務を行います。

4 移動・交通手段の充実

【施策の方針】

障がい者の外出を支援し、毎日の行動を支援するための施策の充実を図ります。

施策・事業	施策の概要
①福祉タクシー利用券助成	・心身障がい者(児)の社会参加を助長し、経済的負担の 軽減を図るため、福祉タクシーの利用券を支給します。
②移動支援サービス事業	・身体的な理由等により、バス、電車等の公共交通機関を 利用することができない障がい者を対象に、車椅子やス トレッチャーのまま乗車できる車両の運行を行い、医療 機関などへの送迎サービスを行います。
③同行援護の実施	・視覚障がい者に対する同行援護事業を実施します。その ために必要な人材の確保に努めます。
④障害者自動車運転免許取 得費助成事業	・身体障がい者の社会参加を促進するため、運転免許取得 への助成を行います。
⑤身体障害者用自動車改造 費助成事業	・一人ひとりの障がいの状態に合った自動車改造に費用の 助成を行い、身体障がい者の積極的な社会参加を促進し ます。
⑥のりあい自動車のれんす 号	・障がい者が利用しやすいよう、定期券の発行をします。

5 情報提供・コミュニケーション支援の充実

【施策の方針】

障がい者が福祉制度を始め必要な情報を入手し、コミュニケーションを容易に図れることが住み慣れた地域で安心して暮らせることにつながります。

ボランティア団体等と連携して、広報などの既存の情報提供手段を有効活用するとともに、IT (情報技術)などを活用した情報バリアフリー化の推進や手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳・音声訳ボランティアなどの専門職種の確保によるコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①広報活動の充実	・市広報について、視覚障がい者や聴覚障がい者に情報提
	供できるよう音声化や点字化を行います。
②障がい者のためのホーム	・障がい者福祉に関する各種サービスの紹介をホームペー
ページ等の充実	ジで提供できるよう取り組みます。
	・障がい福祉サービス等の制度内容等を分かりやすく説明
③障がい福祉便利帳	したパンフレットを配布して、事業・制度の周知を図り
	ます。
 ④手話奉仕員や要約筆記奉	・個人や団体からの要請に応じて手話奉仕員等の派遣を行
仕者等の派遣	うなど、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援しま
11.有等學派追	す。
	・関係機関と連携し、点字訓練等を行い視覚障がい者のコ
⑤視覚障がい者の生活訓練	ミュニケーションを支援します。また、パソコンを活用
	した読み上げソフトの利用訓練を行います。

第6節 安全・安心の環境づくり

障がい者が地域で安全・安心に過ごせるまちづくりが求められています。 障がい者の日常生活上及び就労や趣味、余暇活動などに生きがいをもち、 社会参加していくためには、障がい者にとって活動が容易にできる生活環境 の整備が必要です。本市においては、道路を始めとした生活空間、公共的建 物等のバリアフリー化、公共交通の確保といった取組を進めていますが、引 き続き、障がい者にとって住みよいまちづくりに取り組んでいきます。

また、障がい者は災害や犯罪などに対して非常に弱い立場であり、まわりからの支援が必要です。障がい者の防災や防犯のために、市のみならず、市民、関係機関との連携を図りながら、緊急時の体制整備に努めます。

1 バリアフリーのまちづくり

【施策の方針】

障がい者にやさしいまちづくりのために、道路、公園、交通機関を始め、 公共施設のバリアフリー化を進め、車いすなどでも安心して移動できる環 境づくりを進めます。

また、視覚障がいや聴覚障がいをもつ人の安全性と利便性向上のため、音声による誘導や案内板の表示等による情報提供を行います。

障がい者に配慮された環境の整備を通して、障がい者のみならず全ての 人にとって配慮がなされたユニバーサルデザインの考えのもと、まちづく りに努めます。

施策・事業	施策の概要
①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	・障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化を進めます。
②安全で快適な道づくり	・歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりに努めます。また、看板や駐輪など路上障害物のない歩道環境や障がい者用駐車スペースの利用マナー等について市民意識の啓発を行います。
③公園、公共施設の環境整 備	・公園や観光施設のバリアフリー化を推進します。また、 障がい者が利用しやすいトイレの設置や案内板等の設置 に努めます。・公共施設の整備、改修に当たり、多目的トイレの設置等 バリアフリーの視点から整備を行います。
④交通機関のバリアフリー 化	・JR羽越本線などの公共交通機関の利用に関して、引き 続き利用者の利便性の向上の視点からバリアフリー化に 努めます。
⑤障がい者向け安心住まい る整備補助事業	・住宅を住みやすく改造する場合に、費用の一部助成を行います。
⑥民間建築物の整備改善の 促進	・不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院など の民間建築物についてもバリアフリー化やユニバーサル デザイン化を図るよう啓発活動を進めます。
⑦ユニバーサルデザインの 導入と普及	・障がいの有無にかかわらず、使えるユニバーサルデザインの考え方について、広報活動を行い、理解を求めるとともに、福祉用具等、福祉の現場で使用される物について、ユニバーサルデザインの考え方で作られたものを採用するよう努めます。

2 防災対策

【施策の方針】

地震や台風、土石流など全国的に大きな災害が続いている中で、障がい 者が安心して地域生活が送れるよう、市全体で防災対策に努めます。

障がい者など災害時に援護が必要な人に対し、災害時要援護者台帳の整備とその活用が重要であるとともに、誰が誰をどのように救出するかといった具体的な検討が必要です。

地域防災計画の見直し時には、災害発生時における自力で避難できない 方の救出方法や避難場所での生活環境確保などについて、検討を進め、併 せて災害時要援護者台帳の活用について検討していきます。

また、山間地など冬季の除雪・排雪対策を強化します。

上女吧水】	七 佐 0 师 王
施策・事業	施策の概要
①避難誘導体制の整備	・市地域防災計画に基づき、障がい者など災害時要援護者 に対する災害時の情報伝達、避難誘導体制について検討 します。
②避難支援体制の整備	・災害時の二次的避難所(福祉的避難所)の設置に当たり、 それぞれ障がい特性に応じた合理的配慮に努めます。
③障がい者など災害時要援 護者対策の推進	・「災害時における要援護者支援のためのガイドライン」 に基づき要援護者支援プランやマニュアルづくりを目 指します。
④緊急通信システムの充実	 ・災害及び緊急事故の発生時における緊急通報体制の充実と迅速・的確な活動のための関係機関との連携強化を図ります。 ・防災行政無線の活用のほか、通信会社との連携により、緊急情報の一斉配信など連絡方法についてさらに研究を進め、障がい者に対しては、視覚や聴覚に障がいがある場合があるので、それぞれの状態に適した通信手段を検討します。
⑤地域ぐるみの防災体制の 整備	・地域の自主防災組織を中心に高齢者や障がい者が安全で 安心して暮らせる地域ぐるみの防災体制づくりを支援 します。
⑥災害時要援護者台帳の整 備と活用	・障がい者を含む災害時要援護者台帳への登録を行うとともに、台帳を活用して、災害時などの緊急時に避難できるよう誰が誰をどのように助けるのか、各自治会などとも協議し、具体的な避難方法について検討します。
⑦冬季における除雪対策	・障がい者世帯に対し、冬季の除雪対策の支援を行います。

施策・事業	施策の概要		
⑧メール 119 番システム	・音声による通報が困難な聴覚障がい者等に対して、携帯 電話やパソコン等から電子メールを利用して消防車や 救急車の要請ができるメール 119番システムの普及を図 ります。		

3 交通安全、防犯対策

【施策の方針】

障がい者の安全な地域生活のために、交通安全対策に取り組みます。 地域の安全の確保のため、各自治会や防犯協会、警察署とも連携した防 犯対策や消費者対策を行います。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要		
	・障がい者が地域生活を行うに当たり、周辺地区の交通安		
①交通安全対策	全対策を行うとともに、障がい者団体や交通安全協会等		
· ①父迪女主对宋	の交流などにより、障がい者に対する安全教室の実施を		
	検討するなどの対策を強化します。		
	・自治会との連携により、自主防犯組織の結成・育成を支		
②防犯組織の強化	援し、警察とも連携して見守り体制の強化を目指します。		
	・地域における障がい者を守るため、防犯意識の普及・啓		
③地域防犯体制の確立	発に努めるとともに、防犯パトロールなど地域安全活動		
	を推進します。		
	・振り込め詐欺などの被害にあわないよう、広報活動を強		
④消費者対策の充実	化するとともに、悪質な商取引に巻き込まれないよう、		
	正しい情報の提供に努めます。		

第7節 保健・医療の充実と障がい発生の予防

1 障がいの発生予防、早期発見・早期治療・早期療育

【施策の方針】

障がいの予防と早期発見・早期治療は、障がいの軽減のために障がい者 施策の中でも重要な課題の一つです。

そのため医療機関との連携を図りながら、乳幼児健康診査等の各種健診 により疾病や障がいの早期発見・早期治療に努めます。 がん、心疾患、脳血管疾患や糖尿病といった生活習慣病が原因で起こる障がいの発生は、その予防、あるいは疾病の早期発見と早期治療が可能であり、若年期からの健康づくりに重点を置いた特定健康診査、特定保健指導等の事業を充実し、特に生活習慣病の予防につながる健康づくり対策などの総合的な生活習慣病予防対策を推進していきます。

また、精神保健の分野については、精神障がい者の適切な医療を確保するとともに、関係機関等と連携を図り相談支援体制の充実に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要			
①ひきこもり対策やうつの 予防	・ひきこもり対策やうつの予防として、県や関係支援機関 との連携により、仲間づくりや生きがいづくり等の社会 参加の支援を行います。			
②相談支援体制	・保健所で定期的に開催される専門医による「こころの健康相談」を活用するほか、保健所の相談員や市の保健師が随時相談を受け、適切な支援に努めます。			
③特定健康診査・特定保健指 導の推進	・特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上により、メタボリックシンドロームや生活習慣病対策を進め、障がいの原因となる疾病の予防に努めます。			
④妊婦・乳幼児健康診査等の 保健事業の充実	・妊婦健診及び乳幼児健診の実施により、専門医による診察・指導を行い、疾病の早期発見に努めます。			
⑤乳幼児サービスとの連携	・乳児や幼児を対象とする保育園等のサービス機関と保健 師の連携により、障がいの疑いのある児童に対して適切 な対応に努め、早期の障がい発見に努めます。			
⑥早期療育体制の実現	 ・各種健診において、子どもの成長発達の節目における健診を実施し、障がいの早期発見、治療・早期療育の実現を図ります。 ・早期療育のための保健、医療、福祉、教育等の連携を強化し相談機能の強化を図ります。 ・発達状態に応じた個別相談や関係機関への紹介等、きめ細かな対応を図ります。 			

2 医療・リハビリテーションの充実

【施策の方針】

障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たします。

このため、障がいの特性に合った適切な医療やリハビリテーションが提供できるよう地域医療の充実を目指します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要			
①障がい者が安心して利用 できる地域医療サービス の充実	・地域医師会との連携により、障がい者が必要な医療を、 身近で受診できる環境の充実に努めます。・障がい者やその家族に対し「かかりつけ医」を持つよう 啓発を進めます。			
②医療費の助成制度の周知	・障がいの原因となる疾病の治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、自立支援医療費、 重度心身障がい者医療費等の助成制度の周知を行います。			
③歯科保健医療の推進	・障がい者に対して、歯科健診を実施し、治療が必要な人 には早期受診を勧め、口腔衛生の保持、増進に努めます。			
④リハビリテーション体制 の充実	・障がいにより身体の機能が低下している人を対象とする 日常生活の自立支援のための訓練を充実します。・介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低 下した障がい者へのリハビリテーションを充実します。			

3 難病や発達障がい等の対策

【施策の方針】

障害者総合支援法では、重症心身障がい児者や高次脳機能障がいのほか、 近年、発達障がいや強度行動障がいなどに対する具体的な支援策が求めら れています。

このため、身近な地域での包括的な相談支援体制の充実を図るとともに、 ライフステージを通じて継続的な支援が行われるよう、地域における支援 の仕組みを構築していきます。

施策・事業	施策の概要		
①広汎性発達障がい等への 対応	・広汎性発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質 を向上し、現状の把握と特別支援ネットワークの構築を 行います。		
②高次脳機能障がいへの対応	・高次脳機能障がいの相談に応じ、関係機関と連携しながら個別の対応を検討します。		
③難病対策の推進	・障害者総合支援法の対象となる疾病を周知し、障がい福祉サービスの利用促進に努め、難病患者の生活が守られるよう支援を行います。		

第8節 各種福祉サービスの充実

障がい者の個々の状態に応じて適正な対応と、サービス提供ができるようケアマネジメントを基本として、サービス提供を行います。そのためには、計画的なサービス提供体制の整備を進め必要なサービス量を見込む障がい福祉計画の策定が義務づけられており、本市においても計画に従い、近隣市町村やサービス提供事業者とも協力して、サービスの提供体制を強化していきます。併せて、専門職の確保やサービス提供を補完する福祉ボランティアの育成も進めます。

また、訪問入浴サービスなど在宅の障がい者に対するサービスや補装具や 日常生活用具の費用の助成も継続して実施します。

1 障がい福祉サービスの充実

【施策の方針】

現在国では、地域移行を進めるための数値目標を示しているため、これ に沿ったサービス体制の整備を進めていきます。

また、地域生活支援事業についても、計画的なサービス提供に努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要		
①障がい福祉サービスの充	・障がい福祉計画に示す数値目標を目指し、関係機関との		
実	連携により、施設整備等を進めていきます。		
	・障がい福祉計画に示す数値目標を目指し、関係機関との		
②地域生活支援事業の充実	連携により、施設整備等を進めていきます。		
	・身体障害者手帳の交付を受けている人に、必要に応じて		
③補装具の交付・修理	障がいに応じた用具の交付、修理に係る費用の一部を支		
	給します。		

2 福祉サービスの評価と質の確保

【施策の方針】

障がい者の状況やニーズに応じて適切な支援が効果的に行われ、質の高いサービスを提供するよう、事業者に対する指導、支援を行います。また、市が実施主体となる地域生活支援事業の質の確保に関しては、事業を委託して実施する場合も含め、障がい福祉サービスに準じた研修等の充実を図り、資質の向上に努めます。

また、サービスの質の確保・向上においては、利用者からの苦情処理及

第4章 基本計画

び解決の体制が充実していることが必要であることから、本市では苦情相談窓口を設け、苦情に対するサービス事業者への指導・助言を行い、サービスの改善策に取り組むとともに、その結果を踏まえて、障がい福祉サービスの更なる質の向上への提案が行える仕組みづくりに努めます。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要		
①苦情解決体制の整備	・障がい者が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、 それがサービスの向上に反映される環境づくりを促進し、 各施設における苦情相談窓口と連携を図ります。		
②情報開示の適切な運用指 導	・開示が義務づけられている情報や自己評価の結果など利用 者がサービスを選択する上で役に立つ情報が適切に開示 されるよう、事業者の指導に努めます。		
③福祉サービスの評価	・事業者が提供するサービスの質を地域自立支援協議会において客観的に評価するなど、事業評価を行い、事業の改善につなげていきます。		

3 専門職種の養成・確保

【施策の方針】

福祉サービスを充実する上で、日常生活や社会活動を支援する人材の育成と確保が必要です。

行政や社会福祉施設等の職員の確保、社会参加を支援する専門員の資質の向上を図るとともに、そのために多様な障がい特性に対応できる専門的技術の向上に向けた、事業者間の情報交換など連携体制の構築を図ります。

また、障がい福祉に関する連絡調整や生活全般にわたる相談が気軽にできる地域を目指し、民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカーや地域支え合いサポーターの研修を行い、関係機関との連携のもと適切な対応を行う仕組みづくりに努めます。

さらに、地域共生社会の実現に向けた動きとして障がい者と高齢者が分け隔てなく利用できる共生型サービスが創設されたことから、障がい者の相談支援専門員と介護のケアマネージャーとの連携を図り、ケアマネジメント体制を強化します。

【主要施策】

施策・事業	施策の概要
①日常生活を支援する人材	・障がい者の在宅生活を支援するホームヘルパーの養成を行
の養成	います。
┃ ┃②社会参加等を支援する人	・障がい者のコミュニケーションや社会参加を支援するた
材の養成	め、手話通訳者やスポーツ・文化活動等の指導者や支援者
何の後成	の養成を検討します。
③福祉に携わる職員の資質	・行政や施設の職員に対して障がいや障がい者についての正
の向上	しい知識と理解の啓発やより専門的な知識や技術の研修
	と情報交換の機会を設け、資質の向上を図ります。
┃ ④相談支援専門員の確保	・サービス等利用計画の作成を目指し、相談支援事業所との
(型性談文族等門員の確保 	連携により、相談支援専門員の育成・確保に努めます。
⑤身近な地域での相談支援	・民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカーや
	地域支え合いサポーターの研修を行い、専門機関につなが
体制の整備	ることができる地域づくりに取り組みます。

第9節 障がい児への支援

本市においては、障がい児が利用できる事業所が少ないことから、障がい 児とその保護者に対しては、可能な限り早期から適切な支援を行うことがで きるよう体制整備を進めることが必要です。

障がい児が、住み慣れた地域で心身ともに健やかに育つことができるよう、 障がい児支援の充実に努めます。

1 障がい児福祉サービスの充実

【施策の方針】

障がいのある子どもが健やかに育つことができるよう、関係機関が連携 し、発達段階に応じた切れ目のない支援を行います。

施策•事業	施策の概要		
	・保健、医療、福祉、教育の各分野が連携し、障がい児の早		
①早期療育の提供	期発見及び障がい児の健全育成並びに保護者の負担軽減		
	が図られるよう、療育支援体制を整備します。		
②障がい児福祉サービスの	・障がい児福祉計画に示す数値目標を目指し、関係機関との		
充実	連携により、施設整備等を進めていきます。		

第4章 基本計画

2 相談支援体制の整備

【施策の方針】

施策・事業	施策の概要		
①相談支援体制の整備	・発達段階に応じた切れ目のない相談支援体制を整備し、保 護者に対し、適切な相談や支援の実施に努めます。		
②相談支援事業	・相談支援専門員の活動を周知し、利用促進に努めます。		

第5章 計画の推進体制

1 計画の普及啓発

本計画の推進に当たり、本市が障がい者福祉に関して目指すべき方向を 市民に理解してもらい、また、行動してもらうため、本計画の普及啓発に 努めます。

2 各主体の役割

福祉分野においては、公助、互助、共助、自助の考え方が重要視され、 今までの行政機関の公助だけでなく、インフォーマルな形の互助の考え方 が重要になりつつあります。各個人、団体においても互いに助け合い、と もに障がい者を支えていけるよう努めていく必要があります。

【障がい者本人の役割】

障がい者は、自分の能力や個性を活かし、障がい福祉サービスを活用しながら地域社会に対して積極的に参加していくことが望まれます。また、 障がいにより働くことができない人も日中活動など生きがいを見つけ、生き生きと地域生活を送ることが望まれます。

【市民の役割】

市民は、障がい者に対する理解を深め、障がい者が自立した日常生活や 社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するとともに、ボランティ ア活動や自主活動など自らできることを考え、行動していくことが望まれ ます。

【サービス事業者の役割】

サービス事業者は、障がい者の自立に向けて質の高いサービスを提供するために、それぞれの能力、意欲の向上が図れる体制を構築していくことが望まれます。

【市及び関係機関の役割】

市は、障がい福祉サービス等の提供基盤を整備するとともに、障がい者、 市民、サービス事業者などが活動しやすい環境づくりに努めます。また、 保健・医療・福祉分野だけでなく、産業、労働、教育等の関係各分野からの参加を得て地域自立支援協議会を運営するとともに、県、近隣自治体、関係機関・団体等との連携を図り、本計画を推進します。

3 地域自立支援協議会の活用

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす 地域自立支援協議会を活用します。協議会は限られた地域資源を共有して 最大活用を図るため、各関係機関の相互連携を強化し、地域ネットワーク の充実に向けた協議を行います。

また、本計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進捗管理、評価を行います。

利用者 相談支援事業者 サービス事業者 学校 地域自立支援協議会 保健・医療 行政機関 情報共有、ネットワーク構築、 社会資源の評価~調整・開発等 障がい者施設等 障がい者団体等 民生委員児童委員

【地域自立支援協議会によるネットワーク構築】

第2編 障がい福祉サービスの推進

(第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画)

第1章 障がい福祉計画及び障がい児福祉 計画の基本的考え方

第1節 基本的な理念

第5期胎内市障がい福祉計画及び第1期胎内市障がい児福祉計画の基本的理念は、障害者総合支援法及び児童福祉法の主旨を踏まえ、次のとおり定めます。

(1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

障がいの種別、程度にかかわらず、障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくための、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

(2) 福祉施設から地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホーム等の居住施設の充実を 図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等の推進に より、福祉施設から地域生活への移行を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及 び定着を進めるとともに、雇用の場を拡大します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、障がい者、高齢者、子ども等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるよう取り組みます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、乳幼児期から一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

第2章 第4期計画の検証

第1節 平成29年度目標値の進捗状況

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数については、目標値に達しませんでした。

■目標

項目	数值	備考
平成 25 年度末時点の入所者数 (A)	35 人	平成 25 年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	33 人	平成 29 年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み (C=A-B) 削減率(イ=C/A×100)	2 人 5.7%	入所者数にかかる差引減少見込 み数
【目標值】地域生活移行者数 (D)	3 人	
地域移行率(ア=D/A×100)	8.6%	へ移行した者の数

■実績

へ移行した者の数		地域生活移行者数	0人	施設入所からグループホーム等 へ移行した者の数
----------	--	----------	----	----------------------------

2 地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点については、未整備となっています。今後、協議を進め、整備を検討します。

■目標

項目	数値	備考
地域生活支援拠点	1 箇所	平成 29 年度末まで

■実績

地域生活支援拠点	未整備 平成 29 年度末まで
----------	-----------------

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1)福祉施設から一般就労への移行 福祉施設から一般就労への移行数については、3人の見込みです。

■目標

項目	数値	備考
平成 24 年度の一般就労移行者数(A)	1 Å	平成24年度において福祉施設を 退所し、一般就労した者の数
十成 24 中度の一成机力移行有数 (A)	1 人	退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	5 人	平成 29 年度において福祉施設を
(B) 目標値=B/A	5.0倍	退所し、一般就労する者の数

■実績

目標年度の一般就労移行者数	3 人	平成29年度において福祉施設を 退所し、一般就労する者の数

(2) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業利用者数の目標 21 人に対し、平成 29 年度末は 17 人となり、80.9%にとどまる見込みです。

■目標

項目	数値	備考	
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用	10 1	平成 25 年度末において就労移行 支援事業を利用した者の数	
者数(A)	13 八	支援事業を利用した者の数	
【目標値】目標年度の就労移行支援事業	21 人	平成 29 年度末において就労移行	
の利用者数 (B=A×1. 6)	161.5%	支援事業を利用する者の数	

■実績

目標年度の就労移行支援事業の利用者	17 Å	平成 29 年度において就労移行支
数	17 人	援事業を利用した者の数

第2章 第4期計画の検証

(3) 就労移行率の3割以上の事業所の割合

市内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率を3割以上とする事業 所はない見込みです。

■目標

項目	数值	備考
平成 29 年度末の就労移行支援事業所の	3 箇所	平成 29 年度末における就労移行
数 (A)	3 固別	支援事業所の数
平成 29 年度末の就労移行率 3 割以上の	2 箇所	平成 29 年度末において就労移行
事業所の数 (B)	4 固別	率3割以上の事業所の数
【日無荷】日無左座の許労教行或 9 割 N		平成 29 年度末において、就労移
【目標値】目標年度の就労移行率3割以	66.7%	行支援事業所のうち、就労移行率
上の事業所の割合(B/A)		が3割以上の事業所の割合

■実績

目標年度の就労移行率3割以上の事業	0 箇所	平成 29 年度において就労移行率
所数		3割以上の事業所

第2節 障がい福祉サービス

1 訪問系サービス

訪問系サービスの第4期計画期間における見込量と実績は、次のとおりです。

居宅介護の利用は拡大しており、平成29年度は目標値を超える見込みです。 重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援については、特に重 度の障がい者を対象としていることから、対象者数が少なく、在宅サービ スよりも施設サービスを利用するケースが多いことから、利用はありませ んでした。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	日江县	時間	240	270	300
	見込量	人	24	27	30
居宅介護	実績	時間	232	359	335
	天順	人	26	36	39
	見込量	時間	100	100	100
 重度訪問介護	九心里	人	1	1	1
里及初问)	字结	時間	0	0	0
	実績	人	0	0	0
	見込量	時間	35	42	49
日公松洪		人	5	6	7
同行援護	安生	時間	8	12	13
	実績	人	2	3	2
	日 VI 目.	時間	10	10	10
行制控 苯	見込量	人	1	1	1
行動援護	実績	時間	3	0	0
	夫 稱	人	1	0	0
重度障がい者等	日江县	時間	0	0	0
	見込量	人	0	0	0
包括支援	字缍	時間	0	0	0
	実績	人	0	0	0

^{※1}か月あたり延べ量。平成29年度の実績は見込

2 日中活動系サービス

生活介護においては、平成 29 年度は 46 人で 845 人日と利用量を下回る 見込みです。

自立訓練(機能訓練)については、利用はありませんでした。

療養介護は、ほぼ見込みどおりの利用者となる予定です。。

就労移行支援、就労継続支援B型は、見込量を下回る利用でしたが、利用者は増加傾向です。

第2章 第4期計画の検証

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
11 > 5 6 7 11	D 77 B	人日	946	1, 430	1, 474
	見込量	人	43	65	67
生活介護	- 	人日	855	838	845
	実績	人	45	45	46
	D 74 B	人日	44	44	44
自立訓練(機能	見込量	人	2	2	2
訓練)	/ / √=	人日	0	0	0
	実績	人	0	0	0
		人日	946	990	1,034
自立訓練(生活	見込量	人	43	45	47
訓練・日中)	- 	人日	704	589	604
	実績	人	36	32	36
	見込量	人日	484	506	528
自立訓練(生活		人	22	23	24
訓練・夜間)	/ / */*	人日	336	253	266
	実績	人	14	11	11
	見込量	人目	330	396	462
就労移行支援	元 心里	人	15	18	21
加力物工人	実績	人日	175	283	326
	大順	人	10	14	17
	見込量	人日	44	44	44
就労継続支援	九心玉	人	2	2	2
(A型)	実績	人日	23	39	63
	2 4/124	人	1	2	3
	見込量	人日	2, 156	2, 266	2, 376
就労継続支援	<u> </u>	人	98	103	108
(B型)	実績	人日	1, 640	1, 717	1, 703
		人	90	93	97
療養介護	見込量	人	5	5	5
	実績	人	4	5	5

サービス名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	日に基	人日	196	231	259
短期入所	見込量	人	28	33	37
(福祉型)		人日	160	168	184
=	実績	人	24	25	28
短期入所 (医療型)	日江旦	人日	7	14	21
	見込量	人	1	2	3
	/ // //=	人日	0	9	4
	実績	人	0	2	1

※人日分:1か月あたり延べ量、人分:1か月あたり実量。平成29年度の実績は見込

3 居住系サービス

居住系サービスの利用状況は、共同生活援助の利用は平成 29 年度は 16 人となる見込みです。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	見込量	人	7	16	21
	実績	人	10	13	16
坎凯 7. 武士 授	見込量	人	36	34	33
施設入所支援	実績	人	33	31	32

※1か月あたり実量。平成29年度の実績は見込

4 計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援は、それぞれほぼ見込みどおりの利用者数となる予定です。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	見込量	人/月	19	20	21
可凹作欧义饭	実績	人/月	21	20	21
地域相談支援	見込量	人/月	1	1	1
(地域移行支援)	実績	人/月	0	1	0
地域相談支援	見込量	人/月	1	1	1
(地域定着支援)	実績	人/月	1	0	1

[※]月平均利用分。平成29年度の実績は見込

5 障がい児支援(児童福祉法)

児童発達支援については、平成29年度1人の利用見込みです。 放課後等デイサービスは、平成29年度に市内に新たに事業所が設置されたことから、利用者の増加が見込まれます。

■見込量と実績

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	見込量	人目	22	22	22
児童発達支援	九 心里	人	1	1	1
尤里光连又饭 	宇建	人目	0	0	3
	実績	人	0	0	1
	見込量	人目	22	22	22
医療型児童発達支援		人	1	1	1
	実績	人目	0	0	0
		人	0	0	0
児童発達支援センター	見込量	箇所	1	1	1
	実績	箇所	0	0	0

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	見込量	人日	60	60	60
放課後等デイサービス	九心里	人	5	5	5
	宇徳	人日	9	9	12
	実績	人	3	2	9
	見込量	人日	22	22	22
(J) 大正然計明士極		人	1	1	1
保育所等訪問支援	安建	人日	0	0	0
	実績	人	0	0	0
rty	見込量	人	2	3	4
障害児相談支援	実績	人	0	2	2

[※]各年度月平均利用分。平成29年度の実績は見込

第3節 地域生活支援事業

1 理解促進研修・啓発事業

フォーラムを開催するなど、地域住民の障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発に取り組みました。

■見込量と実績

サービス名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
7日 <i>5</i> 71日、147年 167 日 177	見込	無	有	有
理解促進研修・啓発事業	実績	無	有	有

[※]平成29年度の実績は見込

2 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、 当事者同士が支え合うピアサポートの周知等、障がい者等及びその家族、 地域住民等による地域における自発的な取組を行う団体等に対し、その活動を支援しました。

第2章 第4期計画の検証

■見込量と実績

サービス名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
内 76 AA 江毛 十 1 1 1 市 平	見込	無	有	有
自発的活動支援事業	実績	無	有	有

[※]平成29年度の実績は見込

3 相談支援事業

相談支援事業は、見込量を上回る利用がありました。 基幹相談支援センターについては、今年度の設置はできませんでしたが、 継続して検討します。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者相談支援事業	見込	人	180	185	190
(基本相談)	実績	人	307	324	327
基幹相談支援センター	見込	_	無	無	有
	実績	_	無	無	無
 	見込	_	無	無	無
住宅入居等支援事業	実績	_	無	無	無

[※]平成29年度の実績は見込

4 成年後見制度利用支援事業

市では成年後見利用支援事業を実施していますが、現在のところ利用実績はありません。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援	見込	人	1	2	3
事業	実績	人	0	0	0

[※]平成29年度の実績は見込

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業の実施については、継続して検討します。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見	見込	_	無	無	有
支援事業	実績	-	無	無	無

[※]平成29年度の実績は見込

6 意思疎通支援事業

手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者派遣事業については、見込を上回る利用がありました。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	見込	実人数	7	7	7
手話通訳者・手話奉仕	実績	実人数	10	15	18
員、要約筆記者派遣事業	見込	延人数	9	9	9
	実績	延人数	26	26	39
手話通訳者設置事業	見込	人	1	1	1
于 <u>的</u> 世队在	実績	人	0	0	0

[※]平成29年度の実績は見込

第2章 第4期計画の検証

7 日常生活用具給付等事業

いずれの用具も、見込量を下回っています。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護訓練支援用具	見込	件	8	9	10
月 曖 删除 义 饭 用 共	実績	件	4	5	1
自立生活支援用具	見込	件	12	13	14
日立生佰义饭用兵	実績	件	5	3	4
在宅療養等支援用具	見込	件	12	14	16
在七烷 食守 人 饭 用 共	実績	件	3	8	6
 情報・意思疎通支援用具	見込	件	8	10	12
用我"总心坏地又16万共	実績	件	10	2	2
排せつ管理支援用具	見込	件	620	640	660
が とう 自	実績	件	594	646	584
居宅生活動作補助用具	見込	件	3	3	3
(住宅改修費)	実績	件	2	2	1

[※]年間利用分。平成29年度の実績は見込

8 手話奉仕員養成研修事業

平成 29 年度は、手話奉仕員養成研修の実施がありませんでした。実施方法に検討が必要です。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事	見込	人	5(1)	5(1)	5(1)
業	実績	人	4(0)	4(3)	0(1)

[※]養成講座修了(登録)見込者。平成29年度の実績は見込

9 移動支援事業

移動支援事業は、人数、利用時間ともに見込量を上回る利用となっています。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	日2万	人	15	16	17
投動士採車業	見込	時間	900	960	1020
移動支援事業	実績	人	14	16	21
	天棋	時間	1181	1452	1327

[※]年間利用分(実利用人数、延利用時間)。平成29年度の実績は見込

10 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは I 型 1 箇所となっており、利用者数は、見込み量より少なくなっています。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	見込量	箇所	1	1	1
地域活動支援センター	実績	箇所	1	1	1
事業事業 (I 型)	見込量	人	90	90	90
	実績	人	70	61	75

[※]年間利用分(実利用人数)。平成29年度の実績は見込

11 その他事業

(1) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業の利用実績は、平成29年度は3人となる見込みです。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス	見込量	人	4	4	5
事業	実績	人	4	3	3

[※]年間利用分(実人数)。平成29年度の実績は見込

第2章 第4期計画の検証

(2)日中一時支援事業

日中一時支援事業の利用実績は、平成29年度には4箇所で実施し、見込み値を大きく超えて利用される見込みです。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	見込量	箇所	10	10	10
 日中一時支援事業	実績	箇所	4	4	4
口中一时又饭事来 	見込量	人日	800	850	900
	実績	人日	785	790	1, 442

[※]年間利用分(延利用日数)。平成29年度の実績は見込

(3) 生活支援・生活サポート事業

生活支援、生活サポート事業の平成29年度の利用実績は、1,356時間となっており、見込量を超えて利用される見込みです。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活支援・生活サポート	見込量	時間	1,000	1,050	1, 100
事業	実績	時間	852	997	1, 356

[※]年間利用分(延利用時間)。平成29年度の実績は見込

(4) 自動車運転免許取得助成・自動車改造助成事業

自動車改造助成事業は、ほぼ見込みどおりとなっています。

■見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車運転免許取得助	見込量	件	1	1	1
成事業	実績	件	0	0	0
白新市业出出土市光	見込量	件	1	1	1
自動車改造助成事業	実績	件	2	1	2

[※]年間利用分。平成29年度の実績は見込

第3章 第5期計画の成果目標

第1節 成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針に従って施設入所者の地域生活への移行目標を定めると以下のとおりとなります。本市においては、地域生活移行に係る施設入所者の削減数は1人を目標とし、地域生活移行者数は第4期計画と同様に3人を目標とします。

なお、第4期計画において地域生活移行者数の実績は0人でしたが、今後は、施設入所者の支援の必要度など細やかに状況を把握し、障がい福祉サービスや地域の社会資源の充実を図るとともに、地域自立支援協議会において課題を共有し、地域の支援体制の構築を図ります。

■国の基本指針

平成32年度末における地域生活に移行する者の成果目標を設定。

ア 平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 %以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ 平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から、2%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

第3章 第5期計画の成果目標

■胎内市の目標設定

項目	数値	備考
平成 28 年度末時点の	31 人	平成 28 年度末時点の施設入所
入所者数(A)	31 人	者数
目標年度入所者数(B)	30 人	平成 32 年度末時点の利用人員
【目標値】	3 人	施設入所からグループホーム等
地域生活移行者数 (C) 地域移行率 (ア=C/A×100)	9.67 %	へ移行した者の数
【目標値】	1 人	入所者数にかかる差引減少見込
入所者数削減見込み($D=A-B$) 削減率($\mathcal{I}=D/A\times100$)	3. 22 %	数

2 精神障がいにも対応した地域包括支援システムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう地域包括支援システムの構築を目指します。

■国の基本指針

平成32年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

■胎内市の目標設定

項目	数値	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置	平成 32 年度末まで

3 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会・場、緊急時の対応、地域の体制づくりなどに必要な機能を備えた地域生活支援拠点等を整備します。

■国の基本指針

平成 32 年度末までに、各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

■胎内市の目標設定

項目	数值	備考
地域生活支援拠点等	設置	平成 32 年度末まで

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行として3人を目標とします。

■国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。

目標の設定に当たっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

■胎内市の目標設定

項目	数值	備考
平成 28 年度の一般就労移行者数(A)	9 J	平成 28 年度において福祉施設 を退所し、一般就労した者の数
十成 26 千反	2 人	を退所し、一般就労した者の数
【目標値】	3 人	平成 32 年度において福祉施設
目標年度の一般就労移行者数(B)		
(B/A)	1.5 倍	を退所し、一般就労する者の数

(2) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数は、17人を目標とします。

■国の基本指針

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成28年度末の利用者の2割以 上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

■胎内市の目標設定

項目	数值	備考
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用	1.4	平成 28 年度末において就労移
者 (A)	14 人	行支援事業をを利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業	17 人	平成 32 年度末において就労移
の利用者数 (B=A×1.2)	121.4 %	行支援事業を利用する者の数

(3) 就労移行率の3割以上の事業所の割合

国の基本指針により市内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率を 3割以上とする事業所の割合を全体の5割以上とすることとしています。 本市においては、第4期計画と同様に2事業所を見込みます。

なお、第4期計画において就労移行率を3割以上とする事業所はありませんでしたが、今後一般就労への移行を促進するため、事業所等に雇用拡大に向けた理解を求め、関係機関との連携を図りながら就労相談体制の構築を図ります。

■国の基本指針

平成32年度末において、就労移行支援事業の利用者のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

■胎内市の目標設定

項目	数値	備考
平成 32 年度末の就労移行支援事業所の 数 (A)	3 箇所	平成 32 年度末における就労移 行支援事業所の数
平成 32 年度末の就労移行率 3 割以上の 事業所の数 (B)	2 箇所	平成 32 年度末において就労移 行率3割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行率3割以 上の事業所割合 (B/A)	66.66 %	平成32年度末において、就労移 行支援事業所のうち、就労移行 率が3割以上の事業所の割合

(4) 就労定着支援利用による職場定着率

国の基本指針により、就労定着支援利用による職場定着率を、平成32 年度には80%以上とすることを目指します。

■国の基本指針

各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定。

■胎内市の目標設定

項目	数值	備考
平成 30 年度の新規利用者数 (A)	2 人	平成 30 年度中において就労定 着支援事業を新規に利用する (見込まれる)者の数
 【目標値】目標年度の職場定着者数(B)	2 人	平成 31 年度末までに、事業を利
目標値= (B/A)	100 %	用して1年以上に渡り一般就労
	100 /0	している(見込まれる)者の数
平成 31 年度の新規利用者数(A)	2 人	平成 31 年度末において就労定 着支援事業を新規に利用する (見込まれる)者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数(B)	2 人	平成32年度末までに、事業を利 用して1年以上に渡り一般就労
目標値=(B∕A) L	100 %	している (見込まれる) 者の数

5 障がい児支援の提供体制の整備

(1) 障がい児支援の提供体制

国の基本指針では、平成32年度末までに、児童発達支援センターと重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスをそれぞれ1箇所ずつ整備し、保育所等訪問支援の提供体制を構築することとしています。

本市では、今後、児童発達支援センターについて事業所への働きかけ により、センターの確保に向けた取組を進めます。

また、保育所等訪問支援を実施する事業所は本市にはなく、利用実績 もありません。児童発達支援センターの設置に向けた取組と併せて、保 育所等訪問支援サービスの確保を図ります。

重症心身障がい児を対象とする放課後等デイサービスについては、対 象児童数を鑑み、新規整備ではなく既存の放課後等デイサービスの提供

第3章 第5期計画の成果目標

事業所において、医療的ケアなどが必要な重症心身障がい児への支援に 対応できる体制の整備を進めます。

■国の基本指針

平成32年度末までに、各市町村において下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター:少なくとも1か所以上
- ・保育所等訪問支援:利用できる体制を構築する。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス:1か所以上

■胎内市の目標設定

項目	数值	備考
児童発達支援センターの設置	1 箇所	
保育所等訪問支援の提供体制	1 箇所	
主に重症心身障害児を支援する児童発達 支援の確保	1 箇所	
主に重症心身障害児を支援する放課後等 デイサービスの確保	1 箇所	

(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児の支援のための関係機関による協議の場の設置について検討します。

■国の基本指針

平成 30 年度末までに、各市において保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

■胎内市の目標設定

項目	数値	備 考
保健・医療・障がい福祉・保育・教育等	設置	平成 30 年度末まで
の関係機関による協議の場	以 但	十成 50 年度不よく

第2節 障がい福祉サービスの見込量

1 訪問系サービス

(1) サービスの内容

居宅生活を支援する「訪問系サービス」には、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障がい者等包括支援」があります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 訪問系サービスの事業内容

サービス名	内容等
F	自宅での入浴・排せつ・食事及び通院の介護等を行います。
居宅介護	対象者:障害支援区分1以上の人
	重度の身体障がい者または重度の行動障がいのある知的もしく
壬 安計明人業	は精神障がい者で常に介護が必要な人に、自宅での入浴・排せ
重度訪問介護 	つ・食事の介護、外出時の介護を行います。
	対象者:障害支援区分4以上で所定の項目に該当する人
	視覚障がい者で、移動に著しい困難を有する人に対し、外出及び
	移動時における必要な視覚的情報の支援、移動、排泄、食事等の
同行援護	介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
	対象者:障害支援区分は用いず、支給対象者を特定するための独
	自の評価指標に該当する人
	知的障がいまたは精神障がいにより行動上困難があり、常に介護
 行動援護	が必要な人に、危険を回避するために必要な援護及び外出時にお
11 勁	ける介護を行います。
	対象者:障害支援区分3以上で所定の項目に該当する人
	常に介護が必要な人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある
重度障がい者等包括	人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人や知的障が
	い、精神障がいにより行動上著しい困難を有する人につき、サー
支援	ビスを包括的に行います。
	対象者:障害支援区分6で所定の項目に該当する人

(2) 見込量

居宅介護については、平成32年度で40人の利用を見込み、月平均利用時間として1人当たり10時間を見込むことにより、利用時間を400時間とします。

重度訪問介護、行動援護は、利用対象者がわずかなことから各1人の利用を見込みます。

重度障がい者等包括支援については、現時点で利用者の見込みがない ため、利用希望があれば関係事業者との連携によりサービス提供を行い ます。

■訪問系サービスの見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	時間	380	390	400
古七月	人	38	39	40
重度訪問介護	時間	100	100	100
里及初问	人	1	1	1
同行援護	時間	21	21	21
円11 抜	人	3	3	3
行動援護	時間	10	10	10
11	人	1	1	1
手	時間	0	0	0
重度障がい者等包括支援	人	0	0	0

^{※1}か月あたり延べ量

2 日中活動系サービス

(1) サービスの内容

日中活動を支援する「日中活動系サービス」には、「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」と、「自立訓練(機能訓練)」、「自立訓練(生活訓練)」、「就労移行支援」、「就労継続支援(A型)」、「就労継続支援(B型)」があります。

平成30年度から「就労定着支援」が加わります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 日中活動系サービスの事業内容

サービス名	内容等
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。障害支援区分3(施設へ入所する場合は区分4)以上である人及び年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2(施設へ入所する場合は区分3)以上である人を対象とします。
自立訓練(機能訓練)	地域生活を営む上で身体機能、生活能力の維持・向上等のため、一定 の支援が必要な身体障がい者に一定期間、身体的リハビリテーション の継続や身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	適性に合った職場への就労等が見込まれる65歳未満の人に一定期間、 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	雇用契約に基づく就労が可能であり、利用開始時に 65 歳未満である人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が 期待される人に、雇用契約は結ばない就労の機会や生産活動の機会を 提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行いま す。
就労定着支援	週の所定労働時間が 20 時間かつ契約期間が 1 月以上の契約雇用により一般就労した障がい者を対象に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、訪問、来所等により、事業所・家族との連絡調整等の支援を行い、職場に定着できるよう支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分6の人及び筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者であって障害支援区分5以上の人を対象とします。

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、 入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 「福祉型」は、障害者支援施設等において実施し、 (1) 障害支援区分が区分1以上である方 (2) 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童を対象とします。 「医療型」は、病院、診療所、介護老人保健施設において実施し、遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者等を対象とします。

(2) 見込量

生活介護については、引き続き利用の拡大を見込み、平成32年度で利用人数を65人、利用日数を1,430人日とします。

自立訓練については、機能訓練は平成32年度で利用人数を1人、利用日数を22人日見込みます。生活訓練は、平成32年度で利用人数を35人、利用日数を770人日とします。

就労関係のサービスでは、就労移行支援は17人を目標とし、就労継続支援は、A型を3人、B型を107人の利用を見込みます。利用日数は、就労移行支援は374人日、就労継続支援A型は66人日、B型は2,354人日とします

平成30年度より新たに創設された就労定着支援は、国の数値目標の指針により2人を見込みます。

■日中活動系サービスの見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人目	1, 100	1, 320	1, 430
生值月 暖	人	55	60	65
自立訓練(機能訓練)	人目	22	22	22
日 五 则称(7效形 则称)	人	1	1	1
自立訓練(生活訓練:日	人目	726	748	770
中)	人	33	34	35
自立訓練(生活訓練:夜	人日	330	360	390
間)	人	11	12	13

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
小业化工	人日	330	352	374
就労移行支援	人	15	16	17
就労継続支援(A型)	人日	66	66	66
机力磁航叉接(A空) 	人	3	3	3
就労継続支援(B型)	人日	2, 310	2, 332	2, 354
机力松机又饭(D至) 	人	105	106	107
就労定着支援	人	2	2	2
療養介護	人	5	5	5
行地 7 55 (短礼刑)	人日	182	182	182
短期入所(福祉型)	人	26	26	26
层地 1 57 (层层型)	人日	14	14	14
短期入所(医療型)	人	2	2	2

※人日:1か月あたり延べ量、人:1か月あたり実量

3 居住系サービス

(1) サービスの内容

住まいの場となる「居住系サービス」には、「施設入所支援」と「共同 生活援助 (グループホーム)」があります。

平成30年度から「自立生活援助」が加わります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 居住系サービスの事業内容

サービス名	内容等
	共同生活援助や施設入所支援を利用していた者等を対象として、定
自立生活援助	期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相
	談・助言等を行います。
井戸北江松 田	障がい者が、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生
共同生活援助	活上の援助を行います。
拉加工工士 校	施設入所者に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行いま
施設入所支援	す。

(2) 見込量

新たに創設された自立生活援助は、平成32年度に1人の利用を見込みます。

共同生活援助及び施設入所支援については、国の基本指針に基づく数値目標との整合によりそれぞれ目標値を見込んでいます。

■居住系サービスの見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助	人	20	22	24
施設入所支援	人	31	31	30

^{※1}か月あたり実量

4 相談支援サービス

(1) サービスの内容

相談支援サービスには、「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」のサービスがあります。

図表 相談支援サービスの事業内容

サービス名	内容等
	障がい者で自立支援給付事業 (介護給付・訓練等給付) のサービス
 計画相談支援	を利用する際、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画の作
計画性談义接	成や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整(サービスの利用の
	あっせんや調整、契約援助及びモニタリング)などの支援をします。
地域相談支援 (地域	施設入所者及び入院中の精神障がい者で、地域生活するための相
移行支援)	談、住宅の確保、同行支援などの地域移行のための支援をします。
	地域に移行した単身の障がい者や家族の支援を受けられない障
地域相談支援(地域	がい者に、夜間を含めた支援体制を整備し、緊急時における相談
定着支援) 	等の支援をします。

(2) 見込量

計画相談支援については、平成32年度で月当たり40人実施する見込みです。また、地域移行相談支援、地域定着相談支援はそれぞれ2人を

見込みます。

■相談支援サービスの見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人	30	35	40
地域相談支援(地域移行支援)	人	2	2	2
地域相談支援(地域定着支援)	人	2	2	2

^{※1}か月あたり実量

第3節 地域生活支援事業

1 理解促進研修・啓発事業

(1) サービスの内容

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」 の除去に向け、地域住民の障がい者等に対する理解を深めるための研 修・啓発の取組を実施します。

(2)数值目標

理解促進研修・啓発事業は、継続して実施します。

■理解促進研修・啓発事業の見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	_	有	有	有

2 自発的活動支援事業

(1)サービスの内容

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、 障がい者等及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取組 を行う団体等に対し、その活動を支援します。

(2)数值目標

自発的活動支援事業は、継続して実施します。

■自発的活動支援事業の見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	-	有	有	有

3 相談支援事業

(1)サービスの内容

相談支援事業には、「相談支援事業」、「基幹相談支援センター」、「市町村 基幹相談支援センター等機能強化事業」、「住宅入居等支援事業」がありま す。

図表 相談支援事業の事業内容

サービス名	山家生
り一に入石	内容等
	障がい者の福祉に関する諸般の問題につき、本人や保護者または
	介護者からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助や権利擁護の
	ための支援、行政機関や専門機関の紹介及びケアマネジメント等
相談支援事業	の必要な情報の提供及び助言等を行います。
作败义级争未	また、行政ほか、福祉・医療等関係機関と連携を図りながら障が
	い者本人や家族だけでは解決されない問題等について、障害支援
	区分や生活状況に応じた各種福祉サービスの利用に繋げるサ
	ポートを行います。
	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支
基幹相談支援セン	援に関する業務とともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整
ター	や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的とした機関
	です。
	相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援
基幹相談支援セン	事業に加え、専門的職員(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師
ター等機能強化事	等)を配置することや、地域における相談支援事業者等に対する
業	専門的な指導・助言、情報提供、人材育成の支援、地域移行に向
	けた取組等を実施するものです。
住宅入居等支援事	賃貸住宅への入居に当たって、入居に必要な調整等に係る支援を
性七八店等又货事 業	行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生
未	活を支援する事業です。

(2)数值目標

相談支援事業は平成31年度に4箇所を見込み、基幹相談支援センターを設置することを目指します。

■相談支援事業の見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業	箇所	3	4	4
基幹相談支援センター	_	無	有	有
市町村相談支援機能強化事業	_	有	有	有
住宅入居等支援事業	_	無	無	無

4 成年後見制度利用支援事業

(1) サービスの内容

知的障がい者または精神障がい者で、成年後見制度利用が必要と認められる場合、登記手数料・鑑定費用等の費用の一部若しくは全部を助成します。

(2)数值目標

成年後見制度利用支援事業は継続して実施し、利用促進を目指した広報活動や相談等を強化します。利用は毎年1人ずつの増加を見込みます。

■成年後見制度利用支援事業の見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1

[※]年間の利用人数

5 成年後見制度法人後見支援事業

(1)サービスの内容

知的障がい者または精神障がい者で、成年後見制度を利用する場合、 法的に権限を与えられた法人を利用する場合にこれを支援します。

第3章 第5期計画の成果目標

(2)数值目標

成年後見制度法人後見支援事業は、実施の予定はありませんが、今後検討します。

■成年後見制度法人後見支援事業の見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法人後見支援事業	-	無	無	無

6 意思疎通支援事業

(1)サービスの内容

意思疎通支援事業には、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」、「手話 通訳者設置事業」があります。

図表 意思疎通支援事業の事業内容

サービス名	内容等
	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図
手話通訳者 • 要約筆	ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するため
記者派遣事業	に、支援が必要な人に対して、手話通訳や要約筆記を行う者等の
	派遣を行います。
手話通訳者設置事	手話で日常生活を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術
業	を習得した者を養成します。

(2)数值目標

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、実績をもとに、平成 32 年度に 15 人の実利用者を見込み、手話通訳者設置事業は、1 人を見込みます。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者·要約筆記者派遣事 業	件	15	15	15
手話通訳者設置事業	人	1	1	1

7 日常生活用具給付等事業

(1) サービスの内容

日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の要件を満たす用具を給付します。

(2) 見込量

平成32年度における日常生活用具給付等事業については、介護訓練支援用具を5件、自立生活支援用具を5件、在宅療養等支援用具8件、情報・意思疎通支援用具を6件、排せつ管理支援用具を650件、住宅改修費は2件を見込みます。

■日常生活用具給付等事業の見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護訓練支援用具	件	5	5	5
自立生活支援用具	件	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件	6	6	6
排せつ管理支援用具	件	650	650	650
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	2	2

[※]年間の件数

8 手話奉仕員養成研修事業

(1) サービスの内容

手話奉仕員の養成を目指し研修を行います。

(2)数值目標

計画期間中毎年5人ずつの参加者を目指し、うち1人の登録を見込みます。

■手話奉仕員養成研修事業の見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	5(1)	5(1)	5(1)

※養成講座修了(登録)見込者

9 移動支援事業

(1) サービスの内容

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域に おける自立生活及び社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出です。

(2) 見込量

平成32年度の利用者は25人、利用時間は1,500時間とします。

■移動支援事業の見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	人	25	25	25
	時間	1, 500	1, 500	1, 500

※年間の実利用人数、延利用時間

10 地域活動支援センター事業

(1) サービスの内容

地域活動支援センターでは、障がい者等に対し、通所により創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行います。このうち「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行い、「機能強化事業」として I 型~III型の各類型により、相談機能、機能訓練、小規模作業所等の機能を実施する事業があります。

(2) 見込量

平成30年度からⅢ型1箇所を増やし、市内2箇所で実施します。利用者は平成32年度に115人の利用を見込みます。また、市外の施設では2箇所で3人の利用を見込みます。

■地域活動支援センター事業の見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
市内分	箇所	2	2	2
	人	95	95	115
市外分	箇所	2	2	2
	人	3	3	3

[※]年間の実利用人数

11 その他の事業

(1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅に おいて入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身 機能の維持等を図ります。

平成32年度のサービス必要量を3人と見込みます。

■訪問入浴サービス事業の見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	人	3	3	3

[※]年間の実利用人数

(2) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就 労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目 的とします。

平成32年度のサービス必要量は、10箇所で1,800人日の利用を見込みます。

■日中一時支援事業の見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	箇所	10	10	10
	人日	1,800	1,800	1,800

[※]年間の延利用人数

第3章 第5期計画の成果目標

(3)生活支援・生活サポート事業

介護給付決定者以外の人で、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、買い物、家事、服薬管理、金銭管理など障がい者の地域での自立した生活の推進を図ります。

生活支援・生活サポート事業の平成 32 年度の事業量は 1,200 時間を見 込みます。

■生活支援・生活サポート事業の見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活支援・生活サポート事業	時間	1, 200	1, 200	1, 200

[※]年間の延利用時間

(4) 自動車運転免許取得助成事業·自動車改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

ほぼ現況のニーズ量を見込みます。

■自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業の見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自動車運転免許取得助成事業	件	1	1	1
自動車改造助成事業	件	1	1	1

[※]年間の利用件数

第4節 障がい児福祉サービス

1 障がい児支援

(1)サービスの内容

障がい児に対するサービスは「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」等があります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 障がい児福祉サービスの事業内容

サービス名	内容等
児童発達支援	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。 福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童を対象として、放課後や夏休み等 長期休業日に生活能力向上のための訓練及び社会との交流促進 等を継続的に提供する事業です。利用に際して障害者手帳を所持 していることは必須ではないため、学習障がい等の児童も利用し やすくなっています。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあるために障がい児通所支援を受けるための外 出が著しく困難な児童に対し、自宅を訪問することにより発達支 援を行う事業です。
障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し(障がい児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障がい児支援利用援助)等の支援を行います。

第3章 第5期計画の成果目標

(2) 見込量

児童発達支援、医療型児童発達支援は各1人を見込みます。

放課後等デイサービスは、平成 32 年度に 18 人、216 人日の利用を見込みます。

保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援は、平成32年度にそれぞれ1人を見込みます。

障がい児相談支援は、平成32年度に20人を見込みます。

■障がい児支援の見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人日	12	12	12
	人	1	1	1
医療型児童発達支援	人日	12	12	12
	人	1	1	1
放課後等デイサービス	人日	144	180	216
	人	12	15	18
保育所等訪問支援	人日	0	0	4
	人	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	4
	人	0	0	1
障がい児相談支援	人	14	17	20

^{※1}か月あたり延べ量

2 医療的ケア児等コーディネーターの配置

(1) サービスの内容

医療的ケアが必要な児童に対する関連分野の支援を調整します。

(2) 見込量

平成32年度末までに、1人の配置を見込みます。

■医療的ケア児等コーディネーターの配置の見込量

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療的ケア児に対する関連分野				
の支援を調整するコーディネー	人	0	0	1
ター				

第4章 サービス見込量の確保の方策

サービスの利用を希望する障がい者自らが、必要とするサービスを主体的に選択することができるよう、市内外のサービス事業所への指導・助言や各種支援を通じて、サービスの充実・強化を図るとともに、民間事業者やNPO法人等の参入を促進し、質量とも充実したサービス提供基盤の確保に努めます。

1 障がい者福祉サービス

(1) 在宅生活支援サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援 護のサービスについては、障がいの種類や程度に応じて適切なサービス が提供できるよう、市内の事業所を中心とするサービス提供体制の充実 に努めます。

また、障がい特性を理解するための研修を行うなど、ヘルパーを育成し、サービスの質の向上に努めます。

短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受入体制の充実を図ります。

(2) 日中活動の場となるサービス

介護給付における生活介護と療養介護、訓練等給付における自立訓練 (機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援の日中活動系サー ビスについては、関係事業者との調整のもと、サービス提供の強化、促 進を図ります。

特に、生活介護については利用者のニーズに対応できるよう体制の整備と充実を図ります。

(3) 生活の場となるサービス

施設からの地域移行を図るため不可欠な共同生活援助(グループホーム)新規開設について、積極的に整備が図られるよう事業所等と協議・ 検討し、さらに地域住民の理解と協力を求めていきます。

24 時間の相談体制や緊急時の受入体制の確保のため、地域生活支援拠点を整備し、障がい者が安心して地域で生活できるよう努めます。

(4) 就労を支援するサービス

就労継続支援は、利用者の高齢化や障がい特性の多様化に伴い、ニーズも多様化しています。そのニーズに合ったサービスが提供できるようサービス事業者と連携するとともに、サービス事業所相互の連絡調整に努めます。

また、障がいや障がい者の理解に向けた啓発に努め、企業の障がい者 雇用の促進を図ります。さらに障がい者の持っている能力が十分に発揮 できるよう、様々な分野や多様な就労形態の場の確保に努めます。

(5) 計画相談支援サービス

障がい福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画の作成等を 行う「計画相談支援」については、指定特定相談支援事業者と連携して サービス提供を図ります。

また、全てのサービス利用者に対して、サービス等利用計画が作成されるよう、適正な相談員数の確保に努めます。

(6)地域生活支援事業

地域生活支援事業の見込量の確保のために、関係事業所との連携を強化するとともに、手話通訳など人材の確保が必要となることから、県や関係団体等との連携により人材の育成、確保に努めます。

相談支援事業については、困難事例の対応、指導助言等のための基幹 相談支援センターを設置し、身近な困りごとや様々な相談に対応できる よう努めます。

また、地域自立支援協議会との連携により、地域課題の解決に向けた支援体制の充実に努めます。

成年後見制度については、県や民間も含めた法務の専門家との連携を 強化します。

第4章 サービス見込量の確保の方策

2 障がい児福祉サービス

(1) 切れ目のない支援体制

成長の過程で支援が途切れないように、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等と連携し、きめ細やかな支援を行います。

(2) サービス提供基盤の整備

子育て支援は、障がいの有無にかかわらず重要な課題であり、特に、 障がいのある子どもを、地域で安心して育てられる環境づくりが必要で す。

現在、児童発達支援、保育所等訪問支援については、市内にサービス 提供事業所がありませんが、適正な運用が図られるように、利用者のニー ズ把握に努め、利用希望に対応できるよう提供体制の整備に努めます。

(3) 障がい児相談支援

障がい児が適正に障がい児支援利用計画が作成されるよう、必要な相 談員数の確保に努めます。

資 料 編

資料 1 胎内市障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定による胎内市障害者計画(以下「計画」という。)の円滑な策定を図るため、胎内市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見交換及び検討を行う。
 - (1) 計画策定の基本的な事項に関すること。
 - (2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項に関すること。 (組織)
- 第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者又は団体若し くは機関の代表者(当該団体又は機関から推薦を受けた者を含む。)のうち から市長が選任する。
 - (1) 障害者団体
 - (2) 民生委員・児童委員
 - (3) 医療関係者
 - (4) 学校関係者
 - (5) 商工会
 - (6) 社会福祉施設関係者
 - (7) ボランティア団体
 - (8) 県の機関
 - (9) 学識経験者
 - (10) 市の機関

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から計画策定の日までとする。ただし、補欠 の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ当該委員の互選 により選任する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 ただし、委員長が特に必要と認めたときは、委員の一部をもって開くことが できる。
- 3 委員長は、特に必要があると認めたときは、委員会の委員以外の者の出席 を求め、その意見を聴取することができる。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、福祉介護課において処理する。 (その他)
- 第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

資料 2 胎内市障害者計画策定委員名簿

任期:計画策定の日まで

団体又は機関	氏	;	名	職業・役職等
1号委員	久保日	日育	宏	胎内市身体障害者福祉協会 会長
1号委員	斎菔	藤 隆	_	手をつなぐ育成会 会長
2号委員	佐 菔	※ 謙	彌	胎内市民生児童委員協議会連合会 会長
3号委員	宮オ	Z	忍	医療法人白日会黒川病院 院長
4号委員	藤っ	國	裕	胎内市教育委員会 教育長職務代理者
5号委員	佐 菔	蒙 量	平	中条町商工会 主査
5号委員	小里	予 晋	平	黒川商工会 事務局長
6号委員	川乙	ζ	昇	社会福祉法人胎内市社会福祉協議会 事務局長
6 号委員	村口	茂	和	社会福祉法人新潟慈生会 統括施設長
6号委員	今 扌	‡ 雅	利	社会福祉法人七穂会虹の家サービス管理責任者
6 号委員	阿彦	を 和	男	社会福祉法人青空会こばと作業所 施設長
6 号委員	佐菔	藤 聡	雄	社会福祉法人加治川郷大峰寮 寮長
6 号委員	中木	十	淳	一般社団法人みらいず地域生活支援かたごっちゃ代表理事
7号委員	忠	邦	夫	胎内市ボランテイアセンター運営委員会 委員長
8号委員	田口		晋	新発田地域振興局地域福祉課 課長
9号委員	大马	ヹ 勇	=	身体障害者相談員
10 号委員	榎っ	文 武	司	こども支援課長
10 号委員	木 柞	寸 律	子	健康づくり課長
10 号委員	佐久間	引 伸		学校教育課長
計		19名		

資料3 計画の策定経過

期日	内容
平成 29 年 9 月 14 日	胎内市地域自立支援協議会専門部会 ・アンケート調査項目の検討
平成 29 年 10 月 30 日~ 11 月 24 日	胎内市障がい福祉に関するアンケート調査 平成29年10月1日現在の身体障害者手帳所持者、療育手 帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1,422件
平成 29 年 11 月 10 日	胎内市地域自立支援協議会 ・障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の 概要について ・策定スケジュールについて
平成 29 年 12 月 26 日	第1回胎内市障害者計画策定委員会 ・障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の 施策体系について
平成 30 年 2 月 5 日	第2回胎内市障害者計画策定委員会 ・アンケート調査の報告 ・計画素案についての検討
平成 30 年 2 月 8 日	胎内市地域自立支援協議会専門部会 ・計画素案についての検討
平成30年2月16日~ 3月1日	市民意見の募集
平成 30 年 3 月 14 日	第3回胎内市障害者計画策定委員会 ・市民意見募集の報告 ・計画最終案について

資料4 用語集

【あ行】

インクルーシブ・インクルージョン (inclusive inclusion)

「社会的包容力」「社会的包摂」などと訳される。教育現場では、包括的教育と訳され、障がい者と健常者とを区別せず、同じ教室で学ばせること。社会的には、障がい者らを社会から隔離排除するのではなく、社会の中でともに助け合って生きていこうという考え方。

NPO

NPO とは、「Non - Profit Organization」の略で、民間非営利活動組織(団体)。 日本では、市民が自主的に組織・運営する営利を目的としない市民活動組織という意味で用いられる。

【か行】

学習障がい (LD: learning disability)

字を書く・読む、話す・聞く、計算することなどのどれかの習得、使用に目立った障がいがあることをいう。平成 11 年、旧文部省が、「学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない」と定義している

筋萎縮性側索硬化症(ALS)

手足・のど・舌の筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病気です。筋肉その ものの病気ではなく、筋肉を動かす運動神経細胞が死んでしまうために筋肉がや せて力が弱くなっていく難病

筋ジストロフィー

筋肉自体に遺伝性の異常が存在し、進行性に筋肉の破壊が生じる様々な疾患の 総称。筋力低下や筋萎縮が左右対称に生じ、皮膚の知覚がよく保たれる点で神経 性の障がいとは区別される。

グループホーム

地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建て等)において数人の 障がい者が共同で生活する形態で、専任の世話人によって、食事や日常生活に必 要なサービスが提供される。ほとんど介護の必要でない軽度障がい者を対象とす る。

ケアマネジメント

個別の要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な 在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業所及び施設との連 絡調整を図り、要介護者等の自立した日常生活を支援すること。

高次脳機能障がい

主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的症状。記憶障がいや注意 障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等で脳の損傷部位 によって特徴が出る。症状には、失語症や認知症などがある。その障がいは外か らでも分かりにくく自覚症状も薄いため隠れた障がいと言われている。

【さ行】

災害時要援護者台帳

災害時に、家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする重度の障がい者やひとり暮らし高齢者など災害要援護者が、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするため、支援体制を確立し、これらの者が地域内で安心・安全に暮らすことができるよう、民生委員・児童委員、自治会等地域コミュニティのご協力を得て、災害時要援護者台帳を整備し、災害時の避難支援に活用するものである。

社会福祉協議会

地域住民を始め、社会福祉関係者などの参加のもとに、地域の福祉課題の解決 に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし活動す る民間団体

就労援助指導員 (ジョブコーチ)

障がい者の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通 勤などを実地に指導する援助者

自閉症

脳の機能障がいあるいは成熟の遅れが原因と考えられている障がい。乳児期から他者と視線が合わない、あやしても笑わないなど、愛着行動の遅れが見られる。しかし、親や世話をしてくれる人に愛着を示すようになり、人を拒絶しているわけではない。特徴としては、幼児期には表情の乏しさや反応の少なさなどが見られ、また、他の子供に無関心で遊びに加わらない、言葉の遅れや他人の言葉を繰り返す(反響言語)、抑揚のない話し方、などがある。こだわりが強くて生活上のパターンの変化を嫌がり、儀式的な行動が見られる。通常、3歳くらいまでに特有の症状が出現するが、年齢によってその現れ方は変化する。幼児期からの自閉症療育で、成長してからの状態が改善する率が高くなる。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が充分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度

スクールカウンセラー

不登校・いじめ・問題行動への適切な対応、助言・援助を行なうための臨床心理士・精神科医などの専門家

【た行】

地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置する組織

注意欠陥・多動性障がい(AD/HD:attention deficit/hyperactivity disorder)

幼児期に現れる発達障がいの一つ。不注意(物事に集中できない、忘れ物が多い)、多動性(落ち着きがない、じっとしていられない)、衝動性(突飛な行動を取る、順番を守れない)などを特徴とする。脳の器質的または機能的障がいが原因とされる。なお、年齢が上がるとともに多動の症状は減少するが、不注意と衝動性は成人になっても残る場合がある。

【な行】

日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行う。

ノーマライゼーション

障がい者が、地域社会の中で、障がいのない人と同じように社会の一員として 生活を営み、行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方

【は行】

バリアフリー

もともとは障がい者が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁 (バリア)をなくす意味。現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁 を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

ピアサポート

同じ悩みや同じような立場にある仲間が、お互いに体験や行動、考え方を語り合うことによって支え合うこと。

【や行】

ユニバーサルデザイン

始めからバリアを作らず、障がいの有無や年齢などにかかわらず誰にとっても 利用しやすいような配慮のもとに、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計し ようとする考え方

【ら行】

ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期など人間の一生をいくつかに分けて考えた段階

理学療法

身体に障がい者に対し、運動療法・マッサージなどにより、リハビリテーションとして行う治療

リハビリテーション

障がい者の力を最大限にひきだし、身体的・心理的・社会的、職業的な自立能力の向上などを促すための専門的かつ総合的な援助技術のことで、「障がい者の全人的復権」を理念とする。

第3次胎内市障がい者計画

第5期胎内市障がい福祉計画・第1期胎内市障がい児福祉計画

発 行: 平成30年3月

企画・編集:新潟県 胎内市 福祉介護課

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

TEL: (0254) 43-6111 FAX: (0254) 44-8040